

国土審議会計画推進部会 国土管理専門委員会（第19回）

令和3年2月12日

【専門調査官（谷垣）】 ただいまから国土審議会計画推進部会国土管理専門委員会の第19回会議を開催します。本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。事務局の国土政策局総合計画課国土管理企画室の谷垣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は前回の国土管理専門委員会と同様、ウェブ会議形式で開催させていただきます。不慣れな点等ございますが、どうぞよろしくお願いいたします。また、これまでの会議と同様に、御希望される方にウェブにて傍聴いただいております。

なお、ウェブ会議の運営方法につきましては、基本的なルールを事前に資料とともに送らせていただいております。円滑な進行のため、委員の皆様におかれましては、御発言される除いて音声の設定をミュートとしていただき、御発言の御希望等ございましたらチャットでお知らせいただければと存じます。その他何かございましたら事務局までお知らせください。

本日は、10名の委員の皆様にご出席いただくことになっております。国土管理専門委員会設置要綱の4に定められております、会議の開催に必要な定足数3分の1を満たしておりますことを申し添えます。

まず、会議に先立ちまして、国土政策局総合計画課長の藤田より、国土の長期展望専門委員会の動きについて御報告いたします。

【総合計画課長】 総合計画課長の藤田でございます。大変お世話になっております。ただいまお話がありましたけれども、計画推進部会の下には本国土管理専門委員会のほかに国土の長期展望専門委員会を設置してございまして、そちらでは今後の2050年も見据えた国土の姿というものについて御議論いただいているところでございます。既に昨年10月に中間とりまとめをいただいております。3月下旬予定の会議で最終とりまとめの骨子案、今年の夏前までには最終とりまとめをまとめていただくという段取りになっておりますけれども、国土の長期展望という性格上、本委員会で御議論していただいている国土の管理に係る事項についても長期展望のほうで議題として扱わせていただくということで、最終とりまとめの骨子案、また、最終とりまとめの中にも記載されてくるということになってまいりますので、あらかじめ委員の先生方にはその旨、御承知おきいただければと

思います。

私からは以上でございます。

【専門調査官（谷垣）】 それでは、これ以降の議事運営は中出委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【中出委員長】 中出でございます。それでは、どうぞよろしくお願ひします。

では、本日の議事に入らせていただきたいと思います。まず議事次第を御覧ください。本日は議事が3つございます。まず議事（1）として、人口減少下の国土管理の課題と管理の在り方について、続きまして、議事（2）として、都道府県管理構想について、そして最後に（3）として、管理構想に関する国・都道府県・市町村の役割、それから地域管理構想の策定に関わることが想定される主体と求められる役割と、議論を進めていきたいと思ひます。それぞれ冒頭に事務局より説明をいただいた上で、各委員より御意見をいただきたいと思ひます。全体の時間配分としては、議事（1）が割と論点の中心となると思ひますので、そこに少し重きを置いて時間配分をしたいと思ひますので、皆さんの御協力のほどよろしくお願ひします。

では、早速、議事（1）人口減少下の国土管理の課題と管理の在り方（案）に入りたく思ひます。議事（1）については、事務局から既に資料をお渡ししていると思ひますが、2つの論点があります。事務局から資料0と資料1-1、1-2について説明をお願ひし、その後、論点1と論点2に分けて、論点1の中で2つに分けて話をしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

それでは、事務局より説明をお願ひします。

【専門調査官（山本）】 それでは、御説明させていただきます。国土管理企画室の山本と申します。よろしくお願ひいたします。

まず、資料0を御覧ください。本日の検討対象について整理しております。全体はこれまでもお示ししております国土の管理構想の構成案になっています。

まず、議事の1つ目としては、前回の委員会から既に議論をしております人口減少下の国土管理の課題と管理の在り方について継続的に議論をしていきたいと思ひております。

次に、議事の2つ目として、都道府県管理構想の記載内容について、本日、御議論いただきたいと思ひます。それぞれ青字になっているところが主に議論していくべき内容ということで記載させていただいております。

それから、資料3と資料4をまとめて1つの議事とし、管理構想に関する国・都道府県・

市町村の役割分担として、特にデータのことについて議論していきたいと思います。それから、地域管理構想の議論として、地域管理構想の策定に関わることが想定される主体と求められる役割についてまとめて議論させていただきたいと思っております。

続けて、資料1-1を御覧いただければと思います。お手数ですが、資料1-2も併せて御覧いただければと思います。

まず、資料1-1のスライド1ページ目を御覧ください。論点が2つに分かれておりまして、論点の1つ目として、資料1-2の1ページ目から4ページまでを論点として御議論いただきたいと思っております。(1)(2)(3)(4)と記載させていただいておりますけれども、こちらは資料1-2を構成している内容になっています。

まずは論点1として、(1)の国土管理の在り方を示すに当たっての留意点を御議論いただきたいと思っております。これまでの委員会において、各先生方からいろいろな御意見いただいておりますので、ここでは、これまでの先生方の御意見を網羅的に記載させていただいております。それから、国土形成計画を受けた委員会ですので、国土形成計画の重要な考え方は引き続き国土の管理構想にもそのまま置いて議論したいということで、複合的な施策の推進であったり、国土の選択的利用だったり、それから国土の国民的経営といった考え方は、引き続きこちらにも記載させていただいております。

それから、資料1-2を御覧いただければと思います。例えば全ての土地について従来どおりの管理をしていくことは難しいという議論を2019年取りまとめでしてきたと思うんですけども、そちらの考え方の下に立って将来像を見据えた上で、管理方法の転換や管理の縮小の検討を行っていくという、そういったことも記載しております。

それから、土地基本法が改正されましたけれども、土地基本法の中で、土地所有者は一定の土地の適正な利用管理の責務を負うということが記載されましたので、それを受けまして、基本的には土地所有者がそれぞれ責任を持って管理を進めていくということだと思うんですけども、一定程度、土地の周辺の住民だったり、土地に悪影響を与える場合には、その土地所有者の権限が制限されることもあるということであったり、土地所有者以外の地域住民などが利用管理の取組を進めていくということも一つあるのではないかといいことを記載させていただいております。

こういった論点以外にも、今後、国土の管理の在り方を示すに当たって留意すべき点というものがあれば、今回御意見をいただければと思っております。

それから、2つ目です。時代背景の変化と国土利用・管理の在り方についても御議論いた

だきたいと思っております。今時点では、私たち事務局のほうで国土利用・管理について検討するに当たっての時代背景の変化として、かつての国土形成計画、国土利用計画制度が始まったときには、土地の開発だったり、都市の開発がかなり進んでいっている状況や人口が増えていく中でどういう国土があるのかという議論が進められてきたと思うんですけども、そういった状況からかなり変わっている中で、現在の国土利用計画制度であったり、各個別法の制度の中ではなかなか対応が難しい課題というものも増えてきているのではないかと考えております。なので、そういった状況として、時代背景はどのようなふうに変ってきているのか、その時代背景の変化に対応してどういった国土の管理をしていくべきか、そもそもどういった課題を提起しておくべきなのか、それから、その課題を解決していく方法をどのように考えていくべきなのかということについて、(2)の部分で整理していきたいと思っております。

この項目の中で残された課題といった国土管理専門委員会の中で議論し切れていない部分についても提起させていただければと思っておりますし、国土の利用管理について検討していくための課題提起というものをしていければと思っております。

それから、各省の各分野の担当部局では、どうしても現時点で打ち出しづらいような課題であったり、分野横断的な視点での課題として提起すべきものがあれば、しっかり国土政策局の立場として打ち出していければと思っておりますので、そういった御意見をいただければと思っております。

少しだけ内容も説明させていただきますと、資料1-2の2ページ目から整理しております。1つ目として人口減少、2つ目としてライフスタイルの変化、3つ目として気候変動と災害リスクの増大というものを時代背景として、それに対応した国土利用・管理が必要なのではないかということで整理させていただいております。

具体的には、例えば人口減少が進む中で開発圧力が低下して、空き地、空き家なども増加している状況にありますけれども、一方で都市郊外の中では農地の宅地への開発は引き続き続いているような状況にいたり、これらの都市郊外地域については、都市政策の側からも農業的土地利用と都市的土地利用の調和が取れたまちづくりが必要なんだということも現在提起されている状況にあります。ただ一方で、農業政策と都市政策の連携というものが現時点では不十分なのではないかと考えておりますので、この点も一つ論点としてあるのではないかと考えています。

それから、限界集落であったり、限界住宅地というものが地域の中でかなり増えてきてい

る状況にありますけれども、これは地域として、空間として放置されていく可能性が今後あるのではないかということや、どうしても個人所有の土地の範囲で管理を進めるだけでは防ぐことが難しいような外部不経済というものが発生する可能性があるのではないかといいことも記載しております。

3 ページ目に書いておりますけれども、各集落の中で利用や管理が難しくなった農地というものがかかなり荒廃して森林のようになってきているところもあるという状況にあり、こちらの土地が非農地というふうになら変わってきている状況にありますが、これらの土地を今後どうしていくのかということところがなかなか方向性として決まっていないのではないかと考えています。

それから、こういった土地利用や管理の在り方が転換していくに当たっては、国土が持つ多面的な機能というものがしっかりと確保されて、その中でこういった選択をしていくべきなのかという点について、科学的知見の蓄積がまだ不足しているのではないかといいことを課題として提起させていただいております。

②ライフスタイルの変化と国土利用・管理として、今、新型コロナウイルスの感染が拡大しているような状況にありますし、それからIT技術の導入の拡大といったことが進んでおりまして、住む場所や働く場所にとらわれないような働き方や生き方が加速している状況にあると思います。そういった中で、農山漁村の生活環境であったり、これらの地域の国土管理を維持していくという必要性が改めて認識されているのではないかと考えております。

3つ目に、気候変動と災害リスクの増大ということで、気候変動の影響で、世界中で気象災害がかかなり頻発化していると思いますけれども、そういった中で2050年の脱炭素社会の実現に向けて、森林や農地、緑地といったものは温室効果ガスの吸収源として重要な役割を果たしていくのではないかといいことも記載させていただいております。

これ以外にもこういったことが時代背景の変化としてあり得るのか、課題として何があるのかといったことをぜひ御意見いただければと思いますので、よろしく願いいたします。これが論点の1つ目になります。

それから、論点の2つ目として、資料1-2では4ページ目以降の記述になります。これまでの委員会の中でも、国土にはいろいろな機能があって、それが失われていってしまうことが問題なのではないかということで議論をしておりましたけれども、まず、そもそもその地域の維持が困難になることによって、そういった国土の機能が失われてしまう、国土管理

が不全という状況になるという国土管理の課題が起きてしまうこともある。一方で、国土管理が不全なことによって地域の維持も難しくなっている状況にあるという御意見もこれまでいただいておりますので、まず(3)として、地域の維持に向けた国土管理の課題と管理の在り方について議論をしたいと思います。

その具体的な内容としましては、資料1-2の中だと4ページ目以降の記載になりますが、地域コミュニティ機能の維持であったり、生活環境の維持、無住化する可能性を考慮に入れた取組といった、その3つの側面から整理をしております。特に生活環境の維持については、5ページ目、6ページ目に記載しておりますけれども、こちらは生活インフラ等の維持と土地利用の維持というものの2点を中心に記載をしております。特に土地利用の維持については、農地や森林、宅地といったものの全般的な課題についてここでは整理をさせていただきます。

7ページ目の最後のところから無住化する可能性を考慮に入れた取組について記載させていただいておりますけれども、こちらは集落撤退をしていけということを書いているものではありません。集落の人口が限りなく減少して、無居住化する可能性が出てくるような地域というのはかなり増えていると思いますので、そういったところは相当数国土の管理が難しくなってくると考えております。そういった地域に対しては、計画的な国土や地域資源の管理保全の取組を行っていくことが必要ではないかということや、そういった消滅してしまう可能性を前提として、事前に集落の歴史や文化財などの聞き書きを行うといった集落をアーカイブする活動を行うことも必要なのではないかと整理させていただきます。

それから、(4)として、国土の機能ごとの国土管理の課題と管理の在り方について、8ページ目から記載をさせていただきます。こちらは前回の委員会でも、国土のこういった機能を守っていくべきなのか、守っていくためにどういう適切な国土管理をしていくべきなのかということは議論を少ししましたけれども、改めてその内容を文章化しているものになります。

機能として、1つ目に生産機能、2つ目に景観形成、地域文化の保存・継承機能、3つ目に保健・レクリエーション機能、4つ目に国土保全機能、5つ目に環境保全機能、6つ目に水循環機能という6つの機能ごとに国土管理上の課題と管理の在り方を整理させていただきました。私たちのほうで、各省の施策だったり、今、検討している状況などから、いろいろと整理させていただいておりますので、そこにぜひ各先生の専門分野から御知見をいた

だければと思っております。

具体的には、国土管理の課題や管理の在り方として追加的に提示すべき内容はどのようなものがあるのかということや、特に強調すべき点というものはどういったことなのか、各分野で示されている方向性や視点の間の調整、連携すべき点はどこにあるか、国・都道府県・市町村・地域の役割分担として特に提示すべき内容は何かということについて、ぜひ御意見いただければと思っております。それが論点の2つ目になります。

論点を2つに分けて議論していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上になります。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、まず議事1を、論点1と論点2に分けて議論したいと思います。まずは論点1の国土管理の在り方を示すに当たっての留意点及び時代背景の変化と国土利用管理の在り方について議論をさせていただきたいと思っております。

資料1-1の1ページ目のところにあります、この論点1について質問や意見がある方は御発言いただければと思っております。なお、冒頭でも事務局からありましたように、御発言の希望がありましたらチャットでお知らせいただければと思っております。

それでは、まず、土屋先生、御発言をお願いいたします。

【土屋委員】 ありがとうございます。今これから私が話すことというのは、ほかの委員で御専門の方がたくさんいらっしゃるって、おそらく重複する可能性が高いので、まず初めにちょっと素人的に言っておきたいということです。

今回この資料、特に今説明のあった1-2を読ませていただいて、いろいろなことがかなり書かれているなど、まずはまとめて感銘したのですが、時代認識というのが、例えば我々のこの委員会ができた後の間でもかなり変わってきているような気がしています。具体的には言えば、コロナ禍もありますし、気候変動問題の激化ということもありますし、それから、生物多様性の問題なんかも、例えば愛知目標がほとんど達成できていないという状況も明らかになってきているということで、これからの10年というのは、いろいろな意味で重要な10年になってくるのだと思うんですね。これはおそらく多くの方が認識されているところだと思うのですが、例えばヨーロッパ等では、コロナの始まる前からそんな検討がいろいろされていて、今だったらばグリーンディールという形の政策集になっていますし、その背景を考え出したグリーンリカバリーといったような形で様々な課題を総合的に解決するような方策で、今の問題をある意味でプラスに持っていこうということがかなり

検討されていると思います。実施に移されようとしているわけですね。

これに対して、日本の政府もグリーン成長戦略というのを経産省などを中心にして出されているところなのですが、それを基にして各省庁、例えば私は林野庁とも関係していますが、林野庁なんかでもそれを基にした林野の政策を、今、検討されているところだと思います。それを見て思うのは、言ってしまえば今までの各省庁の政策の寄せ集めで提案がされているようなところがあって、グリーン成長戦略といったものについて見ても、例えば産業のイノベーションをして成長産業をつくっていかうということはかなりはっきり書かれているんですが、ヨーロッパのグリーンディールのような形の総合的な施策、これは単に、産業のイノベーションとかそれだけではなくて、グリーンインフラといったような面や生物多様性の保全とか、そういった面も総合的にやっっていこうというものと比べると、非常に一面的であるし、先進性もないと思います。

それはある意味で言うと、省庁の縦割りがきつい日本のようなところではなかなか難しかったのだと思うのですが、先ほどの山本さんからの御説明にもありましたように、我々のいるこの委員会というのは、そういう意味でいうと、かなり総合的な施策を打てる立場にある。あまり力はないのかもしれないけれども、少なくとも言える立場にあるのだと思うんですね。そうすると、少なくともこの専門委員会でもかなり先進的なことを言うておかないと、ほかの政府の様々な機関や様々な部局で言えることは限られているし、またそれらの部局に持っていくとどんどん削られてしまう。つまり、もう少しとんがったほうがいいんじゃないかと思います。もう少しこれからのコロナ禍、それから、気候変動、生物多様性、人口減少といったものに取り組むためには、省庁のこれまでの枠を超えて、それぞれの規制の枠なんかも見直しながら、これは規制を緩和しろという意味ではなくて、規制の枠組みを変えていくということを通じて、これからはやっていかなくちゃいけないと思うんですね。我々の委員会でも必ずしもちゃんと議論しているわけではないわけですが、一番初めの総論のところはこれからの国土形成計画につながるとすると、国土形成計画というのは、例えば10年とか20年のこれからの見据えていくのだとすると、そして国土形成計画につながるものとしてこの文章があるのだとすると、さっき言った言い方で言えば、もう少しとんがったものであるべきなんじゃないかなと思っています。ちょっと個別の施策、じゃあ具体的に何を言いたいんだというのは、ここでは時間の問題があるので、ちょっと総論の感想を言わせていただきました。

以上です。

【中出委員長】 ありがとうございます。今、土屋さんの言われたことはごもつともなのですが、実はこの1-2の原稿ももう少し踏み込んだことが書かれていた部分もあったのだけでも、結局、今、土屋先生の言われた省庁協議の中で削られていってこういう形になってしまっているという部分は、まさに今の言っていた状況を反映したものとなってしまって、丸くなってしまっているのです。今おっしゃっていただいたようなところで、事務局には御苦勞をかけることになると思いますが、もう少し、極力踏み込んだところまで書いて、書ける部分はなるべく書いてもらうということにしてもらえればというふうに思います。なかなかちょっと難しいかもしれませんが。

【土屋委員】 委員がここでの議論で強く言うと、事務局もその部分をもう一回書いて、各部局に持っていくということができると思うので、ここで少し強いことを言うべきだと思っていました。今の委員長のおっしゃることは一応認識してはいたのですが。

【中出委員長】 ありがとうございます。確かにここで言うとおかないといけないので、事務局では対応できないということ、なかなか難しいところもあると思いますが、もう少しその辺りはこの国土管理専門委員会からの発信として受け止めてもらえるようにしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、続きまして、チャットに手を挙げていただいた順に指名させていただきます。次は中村先生、お願いいたします。

【中村委員】 ありがとうございます。今の土屋さんの話とも重なるのですが、私は実は午前中、社会資本整備審議会の環境部会に出ており、カーボンニュートラルのことが随分議論されているのですが、それが基本要素技術的なものが並べられて、土地の上でどういう形でつながっていくのかが見えない議論がすごく多かったです。今回、それもあってなのか、もう一度この資料1-2を読ませていただいたときに、2050年の脱炭素社会の実現と少しだけ書いてあるのですが、そんなにちょっとだけ書くぐらいでいいのかなという感じがしました。気候変動そのものの問題と、2050年にカーボンニュートラルを達成するということは相当意味が違って、国民全体の努力も含めて、何らかの、今までの流れとは違うことをやらないと、どう考えても2050年にカーボン・ゼロにはできないだろうと思います。

そんな中で、ここに書き込まれてない問題意識として、カーボンニュートラル2050をもうちょっと強く書くことと、再生エネルギーというのは、風力とか、太陽パネルだとか、そういうものが随分書かれてくるのですが、これもやっぱり土地の問題とすごく重なっ

ていて、実際には太陽パネルについては、ライフサイクルの評価からすれば、やはり最終的に廃棄物化したときにいろいろな問題が置き去りにされてしまうとか、そういった問題が起きるんじゃないかということとか、あとはその土地自体が太陽パネルによって占められてしまうことで、様々な公益的機能も含めた問題や多様性に対する問題も起こるんじゃないかと思います。

また、風力についてもバードストライクだとか、様々な問題を、国立公園の近くにつくられることについては既に北海道の中で起きているので、そういったカーボンニュートラルをめぐる様々な土地に関する問題については何らかの形で言及すべきじゃないかなと思いました。

それからもう一つ、資料1-2なのですけども、3ページの③に気候変動のことが書かれてあって、国土利用・管理と書いてあるのですが、ほとんどこの内容に国土利用・管理は実際に書かれてなくて、むしろ、IPCCの問題であったり、日本に災害が発生しているということを書いてあって、実際「また」から後の段に至っては、どちらかというと緩和策的な内容のみが書かれていて、適応策についても書いていないということで、もうちょっと気候変動に関する議論の中で、国土管理に結びつくような適応策の内容も入れたほうがいいんじゃないかなと思いました。

以上です。

【中出委員長】 ありがとうございます。多分、実は事務局と相談している中で、この①、②、③の考え方のところについては、もともと①は書かれていたけれども、やはり全体としての時代背景が人口減少だけではないだろうということで、②、③を今回付け足しているんで、まだ少しもみ切れてない部分、あるいは舌足らずの部分があると思いますので、今、中村先生、もしくは先ほど土屋先生から御指摘いただいたようなところ、確かに大枠として書いてあることは間違っていないかもしれないけど、特にこの専門委員会のタスクが国土とか、土地利用に関わることだとすると、そこに关わることについて書いていくことは非常に必要なことだと思いますので、そのことについてはもう一度、今、言っていた、特に②とか、③のところのドラフトの部分、③は特にそうだと思いますが、このあたりについては、また事務局と先生と個々に相談をしていただいて、書き込んでいただくということにさせてもらえればと思います。

(1)に当たる時代背景の部分というのは、国の考え方を都道府県や市町村にこう理解してほしいという部分の一番最初のところですので、なるべくきちんとこの後の国土管理の

個別の方策のバックグラウンドの部分が都道府県、市町村の方に理解してもらえるような形で書き込んでおくというのは確かに大事なことだと思いますので、そのようにさせていただきます。それで中村先生、よろしいでしょうか。

【中村委員】 はい、結構です。ありがとうございます。

【中出委員長】 それでは続きまして、広田先生よろしく申し上げます。

【広田委員】 私のほうから3点なのですが、1つは2ページあたりの時代背景のところの人口減少の話が書かれているんですが、文章量からしても中山間地域を強調しているくらいがあって、人口減少と高齢化の問題はもちろん中山間だけじゃなくて、全国的な問題で、市街地内とか、郊外、それから平地農村もかなりまずいことになってきているので、もう少し中山間以外の地域での人口減少・高齢化の記述を増やしたほうがいいなと思いました。それが第1点ですね。

それから2つ目が、これも時代背景、管理にもちょっと関わるのですが、やっぱり多様性と協働、ダイバーシティとパートナーシップというのは、SDGsもありますし、時代背景のところにもちゃんと位置付けたほうがいいと思います。特にパートナーシップについて、前からちょっと気になっていたのですが、例えば土地管理も、国土の国民的経営というのがありますが、具体的な土地の利用とか管理だけじゃなくて、そもそも管理の在り方を考えるところから多様な主体の参加が必要であって、行政だけが考える、もうそういう時代ではないわけですから、そこまで踏み込んで協働とかパートナーシップというのを書き込んだほうがいいなと思います。SDGsも17にパートナーシップというのがありますし、11に住み続けられるまちづくりというのがあるんですけども、何かその辺りにもうちょっと言及してもいいのかなという気がしました。

それから3つ目は小さいことで、1つが、7ページに集落の消滅という表現があるのですが、これは我々の分野で無住化しても集落機能は残るような例も出てきているんですよ。要するに、集落外に住んでいる人たちで管理するというのもあるので、これは消滅じゃなくて無住化という表現にしたほうがいいなと思います。

もう一つ小さいことなのですが、3ページにIT技術とあるのですが、これは今どきだからICTとしたほうがいいのではないかなと思いました。

以上です。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。1点目の中山間地がかなり強調されているという点については、実は私のほうも事務局と前打合せしたときに、まさに平地の農集

落のこととか、あるいは郊外のこととかがあるよねという話はして、少し書き加えていただいているつもりだったのですが、確かにそうですね。特に前回の委員会でも確認をしましたが、この国土管理で特に扱うのが、奥山の部分について以外の里山から奥山の境目ぐらゐから、それから、都市的土地利用のところでも本当の既成市街地の部分についてはあまり言及しないけれども、郊外からというところだとすると、郊外の部分から里山の部分、また、ちょっと奥山に入るぐらいのところについて、一応、全体的に俯瞰した形で地域の人口減少の状況についての今の懸念事項とか状況についてもう少し書き加えていただければと思います。この辺については、特に2ページ目の32行目以降に「中山間地域同様に」というところからあるのですが、この辺りから郊外のニュータウンのことは書いてあるけれども、それ以外のところを書いてなかったりするので、これも例えば都市地域のところについては浅見先生や瀬田先生、それから平地の農地については今広田先生に言及いただいたように、もう少し書きつくりを相談させていただいて付け加えさせていただければと思います。

2番目の多様性とかパートナーシップのことについては、確かに書き切れてないというか、少なくとも①、②、③にはないわけで、その部分について、また事務局に柱立てしてもらうことはあると思うのですが、ちょっと悩ましいのは、今、時代背景の変化としてはそれがあるのだけど、国土管理上のところにそれをどう持ち込むかというところで、今アイデアをいただいたように、管理上のときにパートナーシップが必要なだけじゃなくて、そういう議論するときにも必要だというあたりのところが、我々のこの議論の中でも長野市の旧中条のところでは同じようなことでパートナーシップでやっているわけですから、そういうことも踏まえて書き込んでもらえればと思います。それから、先生のお話の途中で少し出てきたSDGsという言葉も、2015年に定められても、実際に日本でそれがかなりフィーチャーされたのは2017年以降ぐらいだとすると、国土管理専門委員会が始まったのが2016年ぐらいからで、ちょうどその頃にはもうできていたけど、まだあんまり前面に立っていなかった、と。けれど今やそれを抜きには語れないので、そこらあたりも含めて、もしかしたら、SDGsをもう1本立てなきゃいけないのかもしれない。それはSDGsを立てることと、例えば3番目の気候変動のところというのはオーバーラップするところがあるかもしれませんが、それは構わないとして、ちょっと書いてもらうようなことも考えてみてもらおうかなと思います。

それから3番目の、7ページの③では無住化という言葉は使っているのですが、消滅という言葉ではないというところだと、そこらあたりは事務局に修文してもらうようにとい

うのと、それからICTというところもちょっと、そこは御指摘を受けたいと思います。どうもありがとうございました。こんなところでよろしいでしょうか。

【広田委員】 結構です。

【中出委員長】 それでは、続きまして、大原先生、よろしくをお願いします。

【大原委員】 大原です。私から2点、意見を申し上げたいと思います。

1点目は今議論に出ていたように、SDGsは今回の記述事項に非常に密接しているもので、是非入れたほうが良いと思っていました。また、仙台防災枠組も国際的な動向ですので、国際的な潮流と日本みたいな節を1個つくって、そこにSDGsと仙台防災枠組が入っているようなイメージかなと、私は考えておりました。

2点目に関しては、気候変動のところに関しては事務局にも別途申し上げたのですが、気象庁が「日本の気候変動2020」という観測・予測評価報告書を公表しておりまして、これに今までの知見から、日本の気候変動の影響がどのように出ていて、今後どうなりそうかというのが記述されているので、その記述内容をレビューされて書いたほうが良いのではないかなと思っています。

以上です。

【中出委員長】 ありがとうございました。確におっしゃるように、SDGsについては方向性としてあって、あと仙台防災枠組についても災害リスクの増大というところで書くかどうかということと、今、大原先生に言っていただいたように、全体国際的動向というような形で書いてもらうか、いずれにしろ、何か要素としては入れておいたほうがよさそうなので、そこはまたちょっと検討させていただきたいということと、それから、今③の部分について気象庁の2020年の報告書があるということですので、それはちょっと事務局に細かい報告書の内容等をサジェスションしておいていただくと、事務局、少しレビューできると思いますので、そちらはまた後ほどよろしくお願ひしたいと思います。そんなところでよろしいでしょうか。

【大原委員】 はい、大丈夫です。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

では、続きまして、一ノ瀬先生、よろしくをお願いします。

【一ノ瀬委員】 一ノ瀬です。その後、チャットにてコメントに書いたのですが、先ほどの中村委員の発言とほぼ基本的にかぶりますので、スキップしていただいて結構です。

【中出委員長】 それでは、また後ほどということで、よろしくをお願いします。

それでは、続きまして、瀬田先生、よろしくお願いします。

【瀬田委員】 どうも、こんにちは。よろしくお願いします。

私からは短く1点だけですけれども、今回ずっと地域管理構想などを検討されてくるに当たって、前提として地域の人々とか、あるいは広く見ると国民の関心というのは非常に大事、基本的な重要な点だと思っています。実際、長野市のほうですとか、あるいは私も御一緒させていただいた関西のほうでも、関心を持つことによってしっかりした管理構想ができるかもしれないというところを観察していただきまして、逆に言うと、現在、例えば無住地ですとか、あるいは放棄地みたいなものがどんどんできていくというのは、それがあっても人が住んでないからいいじゃないかとか、あるいはそもそも、特に都市に住んでいると全然知らないとか、分からないとか、そういったところが非常に根本的な問題だと思っているんですね。その辺をこの文書の最初に少しでいいのでしっかり示したほうがいいのではないかと考えています。どこに書いていただいてもいいかと思うんですが、(2)の時代背景の変化と国土利用管理の在り方のところの最後あたりの、国としてどうか、地域や市町村にとってと書いてあるところに、そもそも国民全体としてとか、しっかり国土管理ですとか、国土利用に対する関心を高めるというところを一言入れておくべきなのではないかと思いました。

以上です。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。そうですね。そもそもが、ここで、国土の国民的経営とうたっているわけですから、国民自身に問題をちゃんと理解して共有してもらおうということが欠かせないということだと思いますので、どこに入れるかということについては、今瀬田先生からもサジェスションいただきましたけど、事務局にその辺り少し追加してもらおうようにと思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして、浅見先生、よろしくお願いします。

【浅見委員】 浅見です。まず1つなんですけど、管理という言葉を使っているとすれば、やはり状況把握が非常に重要だと思うのですが、そういった意味でいいますと、所有者情報を行政がしっかりつかむということは非常に重要だと思います。すなわち例えば登記の制度とかそういうのがあるんですが、これについては言及があまりないように思うんですけど、結構重要な視点だと思うので、少しは書いてもいいのかなと思うのと、それから実際に所有者等を把握するだけではなくて、所有者が何を持っているかということ把握するという意味でやはり地籍調査等に代表されるような土地自体の情報というのも重要だと思います。

ますので、これも少し配慮したほうがいいのかなと思いました。これが第1点です。

それから2点目に、やっぱり現在、かなり国際化が進んでおりまして、例えば国土の一部を海外の法人ですとか、あるいは個人が持つということも実際起きていると思うんですけども、これが実際には管理に場合によっては重要な影響を与える可能性もあると思います。これについても規制がないのですけれども、ちょっと考える必要があるのかなと考えます。

それから3点目に、管理を行う上で一つ重要な、特に所有者の責務ということを考えますと、逆に税制みたいなもので適正な負担ということも考えなきゃいけないのですが、税制はなかなか国交省が言いづらい分野であることはよく分かっているのですけれども、やはり適正な税制の在り方というのを少し記述すべきじゃないかなと思いました。

最後に、国土という言葉の意味なのですが、国土がもしも海の部分も入るのだとすると、国土管理の中に海洋管理も入るのだと思うんですが、これについてはほとんど記載がないのですけれども、これは記載すべきかどうかは私は分からないで発言しているんですが、もしすべきとすると、やっぱり結構重要な日本の資源管理という意味では海洋というのは非常に重要なので、そういった点も少し記述しなきゃいけないかなと思いました。

以上です。

【中出委員長】 ありがとうございます。今4点いただいたのですが、浅見先生、1点目の土地の情報ということについては、おっしゃることはごもっともなんですが、今、時代背景の変化と国土の管理上の課題という部分の分節、文脈の中にどう入れ込むかというところで言うと、どうお考えですか。

【浅見委員】 管理の概念として、管理というのは、つまり地域が管理するだけではなくて、行政も管理できなきゃいけないし、管理のベースとなる情報を得なきゃいけないという意味で書けるかなと思ったのですが、場合によっては後半の部分でも構いません。

【中出委員長】 先ほどちょっと申し上げたように、この文章に限っては、国が都道府県や市町村に対して、このように管理構想をつくってほしいというメッセージとしての部分が大きいですので、当然おっしゃるように、土地登記の問題、あるいは所有権の問題とか、そういうのをちゃんとやるべきであるということは書き込むというか、内容を理解しておかなきゃいけないというのはあると思うんですけども、ここの文脈の中でそこまで書けるかというところで、都道府県、市町村にどういうふうにしてほしいというところがちょっと難しいかなと思います。

【浅見委員】 はい。

【中出委員長】 それからもう一つ、国際化というか、外国人、法人、個人を問わず、その所有が管理に対してなかなか従来よりも難しい部分が増えているということについては、確かにおっしゃる部分があると思うので、どこにどう書き込めるかというのは難しいのと、書き方によってはナーバスな部分もあるかもしれないですね。

【浅見委員】 それは分かります。

【中出委員長】 そこは確かにおっしゃるところだと思います。

3番目の責務と税制、適正な負担というの、これも先ほど申し上げたように、都道府県や市町村に対するメッセージだとするとちょっと書きにくくて、これは国が国としてやらなきゃならないことという意味ではあると思うのですが、その辺りの書き込み方としてちょっと事務局で検討させていただくということによろしいですか。

【浅見委員】 例えば固定資産税なんか、つまり地方で取っている税金もあることはあるので、実は固定資産税の通知があることによって初めてその所有を思い出すみたいなのところがありますよね。そういう意味でも書けるかなと思ったんですけど、いずれにしても事務局にお任せします。

【中出委員長】 ありがとうございます。

それから4番目の海の部分ということについてはちょっと難しいところで、今、国土形成計画は別として国土利用計画では国土をあまねく5地域に区分するとしていて、ここで言っている国土の5地域というのは、都市地域、農業地域、森林地域、自然保全地域、自然公園地域と分けるとすると、自然公園地域は沿岸部に海を若干含んでいる部分もあるけれども、海洋資源のところを含むような200海里的なところ、あるいは12海里についてですら対応し切れてないと思うんですね、国土利用計画上は。なので、今回、結局、目標は市町村が市町村の管理構想を書いてもらうためのマニュアルではなく、ガイドラインを示すということだとすると、ここの部分も難しいかもしれないんですが、今、浅見先生から言っていたような見方というのを事務局としてちょっと知っておいてもらって、その上でまた対応をどうするかというところについては考えさせていただくということによろしいでしょうか。

【浅見委員】 はい、承知しました。

【中出委員長】 ありがとうございました。

それでは、今のところ、御発言、チャットで手を挙げていただいている方はここまでなの

ですが、ほかの委員の方、何かございますでしょうか。

【飯島委員】 飯島でございます。

最初に土屋先生が御発言されたことがやはり一番気になっておりました。論点1が次の論点2、特に(4)につながっていくのだろうかと思いました。この委員会の意義として、資料1-2ですと、2ページの7行目の「これまで描ききれなかった分野間の調整や新たな課題への対応」というところ、これまでも地目横断的といったキーワードも出ていましたが、そういったところを論点1で書き切れているのか、メッセージとして伝わっているのか、再度、私自身も検討していきたいと思っております。

以上でございます。

【中出委員長】 ありがとうございます。先ほど申し上げたように、事務局に最大限、書き込んでもらって、そういう意味では風呂敷を広げて、省庁折衝のもとをつくってもらって、また、押し込まれる。広げて押し込まれるの繰り返しかもしれませんが、そういう意味でいうと、皆さん、省庁間とか部局間で似たようなところを違うところで考えていて、その調整がそもそも取れないとか、それぞれの部局の考えていることだけしか書かないということではないというのは皆さんも重々感じていて、調整が必要だと。特に国土政策局で書くべきこの内容というのは、まさに部門とか分野を超えて、全体を俯瞰した中で問題意識を持ち、対策を考えて、それを各部局にブレークダウンしていくということが大事なところだと思いますので、もう一度その辺りを強調していただければと思います。

それでは、一応一通りいただいたんですが、もう一言という方がおられれば、一言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、また後で何かお気づきの点、あるいは追加するべき点がありましたら、御発言いただくとしまして、取りあえず、まず、何か補足とか、回答すべき点がありましたら、事務局のほうからお願いできますか。

【専門調査官(山本)】 基本的には中出先生が御発言いただいた内容で、私たちも同じような感じかと思っているんですけども、各省、今前向きに御議論いただいておりますので、かなりとがったというか、そういったことも含めて御意見いただければ、しっかり相談することはできるんじゃないかなと私たちの今の感触としては思っておりますので、先生方からはとがった意見も含めていただければと思っております。

また、地域へのガイドラインという意味ももちろんあるんですけども、国としてこうあるべきだというのもしっかり言っていきたいと思っておりますので、例えば適正な負担みたいなこ

とも含めて、しっかり書いていきたいと思っておりますので、幅広にまた御意見いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【中出委員長】 それでは、よろしくお願いいたします。

では、引き続きまして、議事の（１）の論点２として、（３）の地域の維持に向けた国土管理の課題と管理の在り方、それから（４）の国土の機能ごとの国土管理の課題と管理の在り方の部分の議論について移らせていただきたいと思います。内容は、資料１－２の４ページから１６ページまでありますが、この部分について御発言をいただければと思います。また、先ほどと同じように、まずはチャットで御発言の意思を示していただければ、私のほうから順に指名させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、浅見先生よろしくお願いいたします。

【浅見委員】 浅見です。まず、これを事務局に個別に御説明いただいたときにちらっと言ったのですが、土地利用の維持という表現がございます。土地利用の維持というのは２種類意味があり得て、１つは土地を利用することの維持ですね。それからもう一つは、その土地利用分類の維持。例えば農地として使っていれば農地として使い続けるという意味ですね。ここでは、恐らく土地を利用することの維持という意味で使っておられて、土地利用の分類を固定するという意味ではないと御説明を伺っているのですが、その場合はもうちょっとそういう土地活用とか、別な表現をしたほうがいいのかもしいかなという気がするのと、それから、むしろ土地の利用を維持する、ただし土地利用自体を固定するわけではないということを考えると、土地利用転換をより容易にしていこうということもあり得るのかなと思います。何かそういった視点から、少しその表現を工夫していただいてもいいかなと思いました。これが１点目です。

それから２つ目に、国土の機能というのがございました。これも実は事務局に申し上げたんですけども、国土利用を幾つか挙げておられるんですが、その場合に、住宅地みたいなものが、生産の場とも言えないし、景観だとかそういうものとも言えないし、文化の維持というふうになるわけでもないしということで、入るところがないなという感じがしなくもない。ある意味では全部に入ると言えなくもないのしょうけど。結構住宅地というのは、少なくとも市街地においてはかなりの面積を占める土地の利用の形態ですので、何か機能として新たに入れてもいいかなという感じもいたしました。ただ、ほかのバランスもあるかもしれないので、どういうふうに入れるかまではちょっとアイデアがないんですけど。

以上です。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。1点目の土地利用の維持については、おっしゃるとおりで、土地の利用を続けるのか、あるいは土地利用の内容を固定するのかというところについては、この②のところでは、その部分を明確にはなかなかできてない部分もあるかと思しますので、そこは御指摘のように、誤解のないようにしていきたいと思います。

それから2番目の国土の機能として、今、6つの機能があるけども、住宅地はどうするんだというところについても、我々の問題意識が、ずっと浅見先生から言われているように、首都圏遠郊とか、あるいは地方の郊外の住宅地というのはかなり問題があるということも言っているから、まさに住宅地というところをどううまくはめ込むかというところで、1から6の機能の中に埋没させるよりは立てたほうがいいのかもかもしれませんので、そこらあたりも少し検討させてください。

浅見先生、そんなところでよろしいでしょうか。

【浅見委員】 はい。ありがとうございます。

【中出委員長】 それでは、続きまして、瀬田先生、よろしくお願いします。

【瀬田委員】 今の浅見先生の御発言に関連して、私は、特に生産機能のところ、例えば工場の機能とか、あるいは工場がなくなったときに何かほかに転換するみたいな話というのがどういう形で入ってくるのかというのがちょっとよく分からなかったもので、今回の国土管理の話の中では、主に森林ですとか、農地ですとかという話が面積的にも大きいわけですが、しかし、海外を見ると特に工場のブラウンフィールドの問題とかというのは今回の議論にも関係して、かなり大きなテーマのような気がします。それがここで議論すべきことなのかどうか分からないのですが、そういった話というのはこの辺に入ってこなくてもいいのかということも、質問みたいな感じになってしまいますが、お伺いできればと思います。

以上です。

【中出委員長】 ありがとうございました。工場というのもいろいろあると思うのですが、大規模工場であっても、市街地の中にある工場については、土地利用の転換という意味では、都市計画側に任せることができるし、それから、ここで我々が問題視している次の利用者がいないか、いるかということについては、いるかもしれないという部分が多い。瀬田先生が言われるように、ブラウンフィールドというのも、ヨーロッパの定義とアメリカの定義は全

然違うので、また難しいですけど、元は都市的土地利用で今は荒廃地になっているようなところでいうと、本委員会の議論の中に積極的に入れなくてもいい部分というのと、それから逆に、農村の農工団地みたいなものとか、あるいはそうじゃなくても郊外部で見捨てられるようなところ、つまり、ここでは農地とかそういうのしか書いてないですけど、地方でよく見られるのは閉鎖されたゴルフ場とか、閉鎖されたスキー場とかいうのは、直接的な工場のような生産機能ではないけれども、似たようなものがあるって、そういうものがそれぞれの自治体にとって、その工場の跡地みたいのが使われてなくて問題だということがあるとするならば、おっしゃったように、生産機能というのをもう少し農林だけではなく、幅広く考えてもいいのかもしれない。今のところこの文章は農業と林業を中心に書いてあるのですが、ここに書くのか、それともまたちょっと別にするのも含めて、特に自治体が抱えている問題をどう解いていくかといったときに、大きな重荷になりそうな場合もあると思うので、そのことについては考え方を示しておくということはあると思います。これは事務局の見解ではなく、私のほうの意見ですけど、おっしゃるとおりだと思うので。ただ、ちょっと書き方としては、まさに都市部の問題というのではない感じのところについてちゃんと書くということによろしいでしょうか。

【瀬田委員】 はい。

【中出委員長】 ありがとうございます。

では、続きまして、中村先生、よろしくお願いします。

【中村委員】 ありがとうございます。まず、5ページ目ですけども、これは後の議題の議論ともつながるのかもしれないんですけど、実際に地域管理構想などをつくっていくというのが重要とここにも書かれてあるんですけど、やっぱり今の自治体だけでそういったものをつくっていくというのは極めて難しいだろうなという感じがしています。

先日、国土強靱化の会議に出ているとき、例えば災害後のボランティアをどういう形で効率よく、災害復旧に動員していくかという、それ自体もやはり自治体では本当に難しく、現状では中間支援的なNGOが各地域にある程度育っていて、その組織を中心に、個人的なボランティアと組織的なボランティア、両方をうまく配置させているような、そんなことを聞きました。ということで、今回の地域管理構想みたいなものをつくっていく上でも、どこかに自治体をサポートする中間支援的な組織が必要なんだということを都道府県のほうで考えていただきたいと思いました。

それから、7ページ目で、森林の議論が書いてあって、単層林や複層林という、どちらか

という行政用語的な形で書いてあるのですが、それだけじゃなくて、今、森林環境税は一応、一般の税金になっており、広くあまねく国民から取っていますので、森林環境税についてもきちんと利用できていくと思いますので、書き込んだほうがいいんじゃないかと思いました。

それから、8ページのところで、これは機能区分についてですけど、事前説明のときに、もともとこういう機能というのは決められたものがあるのですか、よく森林であるようにそういうものがあるのですかとお聞きしたんですけど、そうではないとおっしゃっていました。なので、また、先ほどのカーボンの問題で恐縮ですけど、土地の管理とそれが重要な結びつきを示していると思うので、炭素固定についての機能をきちんと書いておかないと。森林はそうですし、さっきの海についてはないという話でしたが、横浜市ではブルーカーボンという形で、そういった沿岸域の生態系をどうやって炭素吸収として使っていくかということ制度化している試みもあるので、今後の2050年を見据えると、炭素の固定、吸収機能みたいなものについては書いておかなきゃいけないんじゃないかな、特に土地の問題として重要なんじゃないかなと思いました。

それから、最後、13ページですけど、「事前復興」という言葉が出てきて、これ自体はすごく重要だと思います。今後も、できれば、こういう形で進んでほしいんですけど、言わば災害復旧は原形復旧が原則であるといった、その大元の部分がなかなか変わっていないと思うんですね。皆さんが事前復興の計画を練っているととても思えないので、まずは原形復旧というものに対する課題、つまり、元に戻すということでは、未来に対して国土管理はできないということを明言してくれたほうがいいのかな。小泉環境大臣と武田元内閣府特命担当大臣の共同声明の中では適応復興というのもうたっています。これは災害が起これたら、未来に対して気候変動も含めて考えていくべきであると、ちょうど炭素のグリーンリカバリーと一緒に、適応戦略のグリーンリカバリーみたいなものもうたっているの、そういうものも参考にされたらどうかと思います。

以上です。

【中出委員長】 ありがとうございます。4点いただきました。

1点目の地域管理構想の主体の話は、毎回、中村先生をはじめ複数の先生方からいただいている話で、ここに書くのかというところ、どこまで書けるかというところは別の場所というのはあるし、多分、次の議題でまた出てきますが、おっしゃったように、中間支援組織のようなことについてはどこかで書き込んでいければと思います。

2番目の森林環境税のこと、森林の炭素固定の話については事務局に書き加えてもらえばと思います。

それから、4番目の事前復興については言っているけども、現況の復旧という今の前提に課題があるということをやんと言及した上で、だから、事前復興の方向なんだというところについても、事務局から担当のところに調整をかけてもらって、まさにおっしゃったようなことをもう少し明確な形で書き込むことは当然できると思います。

【中村委員】 グリーンインフラ推進戦略というものの中では、最近、確かに使われるんですけど、ビルド・バック・ベターといったような、よりよい復興みたいな形で。ただ、それを英語で書いたから制度化されているというわけではないのです。高度経済成長期に災害が起こったときは必ず元に戻すこと、原形復旧が原則なんだというふうにしみ込んでいますから、それをどうやって未来に向かって、よりよいビルド・バック・ベターみたいな議論を制度化するかということだと思います。

【中出委員長】 ありがとうございます。実は、15年前の長岡で起きた中越地震のときの復興のキャッチフレーズが、前より前へという言葉で、まさにおっしゃっていただいたビルド・バック・ベターに近いようなことを言っていたのですが、なかなかそこまでできなくて、結局、現況復旧。現在の制度上では、お金が大体、現況復旧までしかなかないというのがあって。ただ、おっしゃるとおりなので、将来のことを考えれば、その辺りのところも、あまりアルファベットや片仮名ばかりだとしかられるので、上手な書き方が必要かもしれませんが、その辺りも少し今いただいたようなアドバイスを基に進めてもらえればと思います。どうもありがとうございました。

では、続きまして、一ノ瀬先生、よろしくお祈いします。

【一ノ瀬委員】 一ノ瀬です。私から意見したいのは1点なんですけれども、それぞれ機能に応じて説明があるかと思うのですけれども、それぞれの機能に応じて、多分、スケール感というのはかなり変わってくるのだと思います。実際にそれぞれの機能の説明の中では、広域的であるとか、流域とかということが書かれているんですけども、それは多分、その後のこれからの国とか、都道府県とか、市町村という役割分担にもつながってくると思いますので、できればこの機能に入る前にスケールについて整理をしていただくことが必要かなと。というのは、環境保全機能であったりとか、防災・減災といったような視点から、スケールがこれまでも議論されているより大きいわけですね。それに対して、個々の集落の景観みたいなことになると、すごく小さいスケールになることになりますので、機能で何かづ

レクダウンすると、その機能の中だけの議論になりかねないと思いますので、最初にそれぞれの機能によってどこら辺で議論しなきゃいけないスケール感というのは異なるみたいなことを簡単に整理していただくといいんじゃないかなと思います。

以上です。

【中出委員長】 ありがとうございます。非常に大切なところで、今までの議論でもそのことは議論してきているわけですけども、今おっしゃっていただいたように、8ページ目の本項目では6つに分ける、整理するという前のあたり、この直後あたり、その次の個別の機能のところに入る前に、割とスケールが細かい、小さな集落の部分から、割と大きな市町村をまたぐ、まさに流域みたいなところ、あるいは都道府県までまたぎかねないようなスケールのものであるというところについて、ちゃんと自治体に分かってもらうようなところを示すということをしておいたほうがいいと思います。どうもありがとうございました。

【中出委員長】 では、続きまして、土屋先生、よろしくをお願いします。

【土屋委員】 それでは、2点あります。1つは、直接的に言うと13ページあたりです。環境保全機能のあたりのところに直接はなるかもしれませんが、これは、前回の会議のときに、いわゆる自然維持地域といいますか、一番奥山の部分については、都市の中心部と同様に扱わないという一つの仕切りができて、私はそれに対しては少し異論を述べたように思うんですけども、また、その続きを1つ言っておきたいと思います。環境保全機能のところを書いてあることや、それから、その前に書いてあるレクリエーションや国土保全機能なんかもそうなのですが、里山という言葉がたくさん使われていて、いわゆる里地里山のところまででとどめようとしているところが大きいと思うんですが、御承知のように、日本の場合、里地里山と奥山という領域がはっきり分かれているわけでは全くなくて、こういった環境保全などの場合で言いましても、里山での環境保全とより奥のほうのいわゆる自然維持地域の保全とは連続しているものだと思うんですね。別の言い方をすると、一番高山地帯のところであっても、今だと、それこそシカの害がかなり高山地域にまで及んでいるので、それに対する対策を地域の住民の方々がをしていたり、登山道というレクリエーションの一番基本の施設の維持管理を地域の方がなされていたりするということで、様々な形で地域のコミュニティと奥山地域も関わっている部分が大きいわけで、そのような状況の中で、里山と奥山、もしくは自然維持地域みたいな形で分けて書くことは意味がないんじゃないかというふうに思っています。今回の文書では里地里山という言葉が使われていますが、書いてい

る内容は、連続するような書き方になっているので、いいかなという気もするんだけど、もう一度申し上げた次第です。

それからもう一つ、これはもう少し細かいといえますか、事象的に言っても、今それほど明確なものではないんですが、これから先の国土管理の在り方とかを考える場合には必要な部分だと思うので。今日の一番最後の議題の担い手の話とも絡むので、ここで発言していいのかちょっと迷ったんですけども、具体的に言うと、9ページの生産機能のところ、それから、景観形成に関係するのですが、直接的に言うと11ページの保健・レクリエーションの機能のあたりのところなのですが、今の生産機能のところでは、農業や林業、もしくは農村や山村での在り方のところで、半農半Xとか、自伐林家という言い方になっていますが、最近、これに似たような自伐型林業という言い方が出てきているんですが、そういったものがある程度注目されつつあるところだと思います。これをすごく大ざっぱに説明するならば、必ずしも以前からその地域に住まわれていた方ではなくて、移住者の方とかが中心で地域に移住してきて、地域の中の自然資源の維持とか、それから生産に様々な形で関わるといって出てきています。その場合は、なかなか専業農家になったり、専業林家になるとかできないわけで、実際には観光とか、いろんな仕事を含め、多就労で就業している、生活を維持しているということが多いいと思います。この場合で言うと、それが半農半Xになりますし、林業の場合も、自伐林家という、これは森林を小規模に所有していて、自ら伐採と生産を行っているのを普通自伐林家というんですけど、自伐型林業といいますが、主に森林は所有していない移住者を中心とした方々が小規模に様々な森林の整備に関わっているような場合をいうのですが、むしろ自伐型林業について少し言及していただけないかなと思っています。というのは、今言ったように、ある地域の中で、持続的に資源を管理していくようなときに、多就労の形で比較的若い方々が様々な形で関わるといってのは非常に重要だと思っているからです。レクリエーションのところにも、本当はそれを書き込むべきだと思っていまして、これも今は現象としてはそんなに多くはないのですが、実は新しいレクリエーションの形で、例えばトレイルランニングとか、それからマウンテンバイクとか、そういったグループが地域の森林の整備等を行うことや、もっと言いますと、コミュニティ管理の支援、お祭りの支援だとか、そういうことを行う中で、コミュニティ、地域の資源の管理に貢献するという事例が各地でかなり出てきているんですね。これまではかなりマイナーな動きなんですけど、これからの国土管理を考えると、そういう多様な担い手というのが必要になってくると思っていまして、それについても少し多めに言及されたほうがいいんじ

やないかなと思いました。

以上です。

【中出委員長】 ありがとうございます。1点目のところについては、おっしゃるとおりでも奥山を全く考えないというわけではないので、書き方がどちらかというところと里地里山という言葉が非常に表に出ているので、もう少し文章を、一番上から一番下までの連続性のこととかも含めて、考えてもらうようにしたいと思います。どうもありがとうございました。

それから、私は素人なので、今初めて自伐型林業という言葉を知って、あわててインターネットで調べてみたのですが、こういう考え方は、事務局としても、林野庁と折衝して林野庁から言ってもらいたい。書いてないことを言うはずもないので、まず書き込んでいただきたい。確かに大事なところで、数年前、この専門委員会でも、小さな収入をいろんなところから得て何とか生活が成り立っているような地域の人たちがいるという話があり、今おっしゃったようなことも関わりがあると思うので、ちょっとその辺りのところで、直接的な言葉として、まず自伐型林業という言葉を入れるということと、それからもう一つ、そうじゃなくても、半農半Xという言葉が、半農半Xと書いちゃうと、2つに限られちゃうけど、もっと細かく、いろんなところ、地域の何でも屋みたいな形でいろんなことをやっている人もいると思うので、その辺りの書き方というところでよろしいでしょうか、土屋先生。今の自伐型林業を入れるのと、それから、収入の仕方が多様であるという書き方、両方とも入れておくということ。

【土屋委員】 自伐型林業については、これまであまり林野庁の文書では出てきてなかった。ちょっと前の白書から出始めていて、今、森林・林業基本計画の検討中なのですが、その事務局側資料にも自伐型林業は出てきました。

【中出委員長】 私が申し上げたかったのは、林野庁としては知っているけど、こちら側で書いてないことについてはわざわざこれを書けとは言っていないだろうということで、書いておいたほうがいいかなということです。どうもありがとうございました。

では、続いて、広田先生、よろしくお願ひします。

【広田委員】 私からは先ほど中村先生と浅見先生の発言に触発されて、2点です。

中村先生のほうの創造的な復旧、事前復興に絡めた話なんですけど、13ページに創造的復旧という表現が出てきてて、私が申し上げたいのは、ここの文章を読むと事前復興の観点も入れると、こういう創造的復旧が可能となるという書き方なんですけど、事前復興と絡めなくても、創造的復旧、要するに原形復旧でない災害復旧の在り方というのはかなり指摘される

ようになっているかなと私自身は思っています、例えば東日本大震災の教訓としても私も書かせていただいたんですけども、創造的復興ということでももちろん津波の被災地は原形復旧ができないわけで、かなり自由に原形でない復旧というか、復興をやってきたわけで、それが通常の災害復旧もそれでいいんじゃないかという議論も出てきているので、この文章の中にもそういう東日本大震災の創造的復興の取組の中でみたいなのもちょっと入れてもいいのかなと。

ここ数年の各地の水害の後の復旧でも、やっぱり現場サイドも、ほとんど人が住まなくなっているようなところに原形復旧して、膨大な事業費をつぎ込んでいいのかという疑問も出ていますので、創造的復旧というのを今の原形復旧にこだわらないやつをもう少し強調してもいいかなと私も思いました。それが1点。

それから2点目は、浅見先生の御指摘でそうだなと、まさにそう思ったのは、ここで6つの機能ということで整理されているのは、農地とか森林の多面的機能の項目なんですよ。最初のほうには、実は空き家みたいな形で、要するに、宅地の利用についてもちらっと触れてないこともないので、居住機能みたいなものも、1つ項目に出して入れたらいいんじゃないかなと思いました。

以上です。

【中出委員長】 ありがとうございます。1点目は、先ほど中村先生から言われた部分と同じ部分で、書き方としてもう少し、要するに東日本大震災のような大規模なものじゃなくても、限られた財源や人材をちゃんと効率的にというか、合理的に使うには、単純に現況復旧ではないということ。

【広田委員】 そうですね。こだわらずにみたいなのをちょっと入れていいと思ったんです。

【中出委員長】 ありがとうございます。それから、2点目のところについては、おっしゃったように、居住機能というのをちゃんとした機能として位置づけるのかということについて、私も都市計画が専門なので、居住機能って語っていたほうがいいかなとは思いますが、この6つと横並びにできるかどうかということも含めて、ほかとのバランスも含めて、事務局に検討してもらえればと思います。それでよろしいでしょうか。

【広田委員】 はい、結構です。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

では、続いて、飯島先生、お願いいたします。

【飯島委員】 飯島でございます。先ほど各省と一緒に前向きに調整をしてくださっているというお話がございましたが、それぞれの機能ごとに、例えば都道府県管理構想ではこれこれを、市町村管理構想ではこれこれを、整合を図ったほうが望ましいとか、効果的であるということも含めて、具体的な制度にも踏み込んだ記述になっていると思います。例えば国土保全ですと13ページの20行目以下で、防災もまちづくりもグリーンインフラもというふうに、全て整合を図ったほうがいいということになっています。ただ、過剰負担のおそれはないか。先ほど担い手の問題で中村先生から中間支援組織の必要性という御指摘もございましたが、どこまでできるのか。実現可能性の問題ですとか、また都道府県、市町村ごとに重点を選ぶのかと思いますが、そういったところも加える余地はあるのか。短いですが、意見として申し上げさせていただきます。

以上でございます。

【中出委員長】 ありがとうございます。確かに今おっしゃったようなところ、都道府県、市町村においてというところで、全部整合を図れといったときに、このように書いてしまうと、何かものすごく大変なことをやらなきゃならないように思ってしまうので、取捨選択とか、メリハリをととか、そういうようなことも含めて、先生のおっしゃるような過剰負担というようなことにならないように、国が何か押しつけているということではないというメッセージがちゃんと伝わるような文章にちゃんと配慮して書けるようにしていきたいと思います。どうもありがとうございました。

大原先生、何かございますか。

【大原委員】 大原です。私も浅見先生と同じ意見ですけど、住宅地の機能とかに関しては、そもそものいろいろな国土の機能の大前提として、そこに生きている人がそのまま将来も生きるという、生き続ける空間を提供するという機能があると思っていました。浅見先生も住宅地の環境のお話をされていましたが、生きる環境の提供みたいのがそもそもの国土の根本かなというのが、少し気になっていまして、そういう記述があんまり目立っては見えていなかったもので、あってもいいのかなと思いました。

強いて言えば、保健・レクリエーション機能に地域住民が自然の恩恵を受けるみたいなのが書いてはありまして、ただ、自然の恩恵を受けなくても、そこにいる人がそのまま生き続けるという意味ですと、保健・レクリエーション機能とちょっと違うので、そういう機能があるのかなと思っておりました。

以上です。

【中出委員長】 ありがとうございます。確かにおっしゃるように、人が住むということとは大事なところですが、私、自分自身が郊外のセカンドジェネレーションでなかつ今、地方にいますが、地方の人ってみんな、それこそおじいさんもお父さんも息子も娘もみんな同じ小学校の出だとかいう形で住み続けておられる方がいっぱいいるのに、首都圏にいる人の大半はその地域にはたまたまいるだけで、あまり思い入れのない人たちのほうが多くなっている。だから、そういう意味で言うと、住む場所に対する責任というよりも住む場所がちゃんと健全に確保されてなきゃいけないという意味での視点としては必要だと思います。そこらあたりのところはまさに郊外住宅地というものがかなり特殊な部分もなくはなく、今住んでいる、住み続けている方にとっては終の棲家かもしれないけど、だけど、そこが次の世代が引き継ぐわけではないというのが今の一番悩ましいところですよ、首都圏郊外等々では。その辺りのところが今のこの委員会で扱っているような首都圏の遠郊の住宅地で如実に表れていたりすると思います。京都府の亀岡の例でもそうだと思うんですけども、その辺りのところをもう少し、居住機能という形で書いておいて、もちろん居住機能が十分に発揮されるためには防災性がちゃんとなきゃいけないし、地域コミュニティがちゃんとなければいけないというあたりで、おっしゃるようなところで、先ほど広田先生から居住機能という項目を立てたほうがいいんじゃないかということも踏まえて、少し考えてみていただければと思っています。どうもありがとうございました。

【大原委員】 はい。

【中出委員長】 最後ですが、山野目先生、何かございますでしょうか。

【山野目委員】 小さなことを2つだけ申し上げます。

1点目は創造的復興の考え方に赴かなければいなくて、原状復興という考え方から離れていかなければいけないというお話は、私も内容としては賛成です。その上で申し上げますと、その話を13ページに入れることがよいかどうかという点は、よくまた事務当局のほうで悩んでいただければありがたいと考えます。事前復興か現実の復興かという話と、創造的復興か原状復興かというお話は異なる論点でありまして、13ページのところは、このたびの国土管理の施策の推進のために事前復興という、まさに手順の、あるいはリズムの問題が大事です、ということを強調しているものです。そこに復興の在り方の中身の問題を一緒に書き込むと論旨が曇るおそれがありますから、慎重に工夫いただければありがたいと感じます。

もう一点は要望です。地域福利増進事業は、これから、予定されている見直しの措置を講

ずる時期に入って、それを経て発展していくことになるかと予想され、期待されますから、この報告書において記述をどうするというお話ではなくて、事務当局においては今後関連する部局と連携して、一層この方面の施策が充実して講じられるように望みます。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。確かに今、言っていたように、国土保全のところを書いてある内容が、考え方としての事前復興のを中心を書いてあるので、その辺りのところ、今、山野目先生が言われたあたりのところを交通整理して、書き分けないと、何でもかんでも入れておくということにはしないほうがいいというのは御指摘のとおりだと思いますので、ありがとうございました。

それから、2番目の地域福祉増進機能については、関連する部局は少なくとも同じ国土交通省内なので、ちゃんと連携を取ってもらえればということかと思います。それこそ今先生がおっしゃったように、この事業が少し新しい方向に展開する方向にあるならば、そのことを皆さんが言うておられるように、この報告書で少し前出ししておいて、将来の方向性を見せておくということの役割もあるとするならば、今言っていたようなことが書けるならば、そこはまた調整してもらえればと思います。どうもありがとうございました。

それでは、今、全員の委員の方から一通り意見をいただいたのですが、何か付け足して皆さんの御発言を基に何かございましたら、もう一言承りたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

本来、私のほうから論点1についても論点2についても何か自分の意見を言わなければいけないところなんですけど、私、ここ1月ほど、ずっと事務局とこの内容については一緒に考えて、シンクロして考えてしまっていて、学生の論文を読んでいるときに自分が一緒に考えていると、それ以上批判的に見れなくなっているのと同じようなことが起きてしまっているんで、今皆さんからいただいた、それぞれの専門家の立場の内容を、また、事務局からの方向性の相談を受けて、私のほうも考えさせていただければということにとどめさせていたきたいと思います。

それでは、事務局のほうから何か補足、回答すべき点はありますでしょうか。

【専門調査官（山本）】 大丈夫です。ありがとうございました。個別に先生方に御相談させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、引き続いて、議事の(2)都道府県管理構想についてに移らせていただきます。事務局から資料2を用いて説明をお願いいたしたいと思います。よろしく願いします。

【専門調査官（山本）】 引き続き、山本から説明させていただきます。資料2を御覧いただければと思います。

まず、スライドの1ページ目ですけれども、都道府県管理構想の記載事項について整理させていただきます。国土形成計画においては、都道府県は広域的な見地から地域の在り方を検討して、分野ごとの施策の方向性や土地利用の用途の方向性を示すことが期待されているという記載があります。その記載を受けまして、私たちも都道府県管理構想についてはしっかりと広域的、流域的な視点から、土地利用や管理の在り方というものを整理していきたいと思っています。それに当たっては、都道府県土に関する現状把握や将来予測というものをしっかり都道府県でもしていただいて、市町村や地域が地域管理構想、市町村管理構想を検討するに当たっても、参考になる情報の整理というものをさせていただきたいと思っています。

下側には前回の委員会でも示しました都道府県管理構想の記載事項を書かせていただいております。1つ目が都道府県土の管理に関する基本構想、それから、それを実現するに当たっての必要な措置の概要という、2つが主に記載事項と考えています。

次のページ、スライド2をお願いします。都道府県については、ピンク色の部分ですね。集落維持可能性に係る情報ということで、人口とか、高齢化率、世帯減少率といった情報であったり、農地、宅地、森林などの土地の管理状況に係る情報をしっかり整理していただいて、20から30年後の将来を予測していただきたいと思っています。それから、下側の青い部分になりますけれども、都道府県域の土地の維持すべき機能や資源であったり、管理水準の低下によりリスクが高まる可能性のエリアというものを情報としてしっかり整理していただいて、市町村や地域で対応すべき課題について判断するための視点というものを提示していただきたいと思っています。それに当たっては、市町村ごとの情報を出すというよりは、しっかり流域のブロック単位というものを意識して情報を出していただきたいと考えています。それぞれ左側の文化資源、景観資源とかそれぞれ書いておりますけれども、こちらの右側の括弧の内容が私たちの中ではこういった情報を見ればいいのではないかとということで挙げさせていただいております。これ以外にもほかにこんな情報をしっかり整理すべきというものがありましたら、先生方から御意見をいただければと思っております。これらの情報についてしっかり現状把握していただいて、しっかり広域的な市町村間の調整ができるような形にさせていただきたいと思っています。これらの情報と、先ほど議論しました国として国土の管理構想というものを提示しますので、その情報と、それから各都道府

県内の各分野の都道府県計画というものもあると思いますので、そういった内容からしっかりと都道府県土の管理の在り方を示していただきたいと思っています。

次、スライド3をお願いします。今ほどお話しした都道府県土の管理の在り方について、実際実現していくに当たっては、都道府県内の連携をしっかりと推進していただいて、必要な管理の取組を促進する必要があると思っていますし、必要に応じては都道府県が自ら管理の取組を実施するというものもあるのではないかと考えております。

スライド4から、個別の都道府県の事例を挙げさせていただいて、こういった広域的、流域的な考え方や取組があるのではないかと事例を挙げさせていただいております。

まず、スライド4ですけれども、滋賀県の琵琶湖の環境保全の取組になります。この例は、琵琶湖を保全するために、流域における多様な主体の連携によって環境保全の取組が進められています。具体的には、流域一帯における環境保全型農業の推進であったり、水源林の保全のために漁業者も含めて一緒に取組を行われていたり、それから琵琶湖と共生した農林水産業というものを推進するための協議会をつくるといったことを滋賀県としては取り組まれています。

次に、スライド5ですけれども、熊本県の地下水保全の取組になります。熊本県の11市町村で一つの地下水盆から生活水や農業・工業用水を利用しているという例なんですけど、こちらでも連携した地下水保全の枠組みが構築されておりまして、県や市町村の負担金や協賛する企業といったところから、資金をしっかりと財源として取って、調査研究や地下水涵養事業といったものも行われているという例になります。

スライド6ですけれども、こちらは北海道の広域景観の取組になります。北海道では景観の特性に応じて広域的に一体性のある景観形成の取組というものを推進しております。具体的には、羊蹄山麓地域の例を記載させていただいておりますけれども、こちらは7町村から成る協議会を設立して、統一的な景観形成に向けた指針を策定したり、環境保全の実施や、統一的な広告・看板の設置、一帯の空き家・空き地問題への対応というものも検討を実施しているという事例になります。

スライド7ですけれども、こちら、また滋賀県の取組になります。滋賀県ではどのような洪水に遭っても人命が失われることを避けることが最優先であるということで、河川管理の取組に加えて、水田やため池の保全や雨水貯留浸透機能の確保、それから土地利用誘導といったことを組み合わせて、流域治水の取組を主導的に進めています。それから、一級河川だけの情報がどうしてもリスクの情報として出がちですけれども、普通河川だったり、農業

用水路、下水道といったものも含めた水害リスクの情報を地先の安全度マップということ
で公表しているだとか、市町や住民の参画した水害に強いまちづくりというものを県主導
で進めるということをやっているということです。

次、スライド8をお願いします。ここからは都道府県が管理の取組を推進するに当たって、
市町村や地域にどういった支援を行う必要があるのかということを整理しております。1
つは、隣接する市町村間の市町村土の管理の取組の調整を行うという、そこを支援すること
があると思います。

次に、先ほどもお話ししたとおり、都道府県管理構想の中でいろいろな情報を整理してい
くことになっていきますけれども、こちらの情報を市町村でも参照可能な情報として示して
いただきたいと思います。

それから、これまでもなかなか市町村のマンパワーが厳しいよという話もありましたけ
れども、市町村や地域で管理の取組を進めるに当たって必要な支援というものも都道府県
で行っていただきたいと思っています。

その下側の四角の中に、こちらは事務局のほうでいろいろな都道府県の支援の事例を調
べさせていただきまして、地域の話合いの段階であったり、地域で管理の取組を実行する段
階において、こういった支援の在り方があるんじゃないかということを整理させていただ
いております。

それから、都道府県内にもいろいろな専門家の方々がいらっしゃると思うんですけれど
も、ここでは農業普及指導員とか、林業普及指導員と書かせていただいておりますが、こうい
った方たちが地域の取組を支援することも有効であると思っていますので、それぞれの
業務の中でこういった方たちが地域の管理の取組の支援が行えるように後押しするという
ことを、私たちも検討できればと考えております。

スライド9以降は、それぞれいろいろな都道府県の支援の取組を事例として挙げさせて
いただいております。スライド9については島根県の事例になります。こちらは小学校区別
に人口データや将来の推計人口というものを情報として分かりやすくホームページ上にも
公表するというを行っています。

10ページ目ですけれども、こちらは2018年取りまとめにも挙げさせていただいて
いる事例になりまして、そのときに兵庫県丹波市の事例として御紹介させていただいてお
りました。こちらは中山間地における小規模集落対策として、いろいろな専門家を派遣する
という事業を行っています。専門家の方々が地域の話合いにおいてアドバイスを実施した

り、第三者的な立場から地域の魅力や問題点の指摘といったことを行って合意形成を支援しているという事例になります。

11ページ目ですけれども、こちらは京都府の事例になります。こちらは京都府の職員が自ら現場に入って、地域で活動する方々や、市町村、NPO、大学といった関係機関の方々と連携しながら、一つのチームをつくって、地域の課題解決に取り組んでいるという事例になります。

スライドの12枚目ですけれども、こちらは高知県の事例ですが、高知県でも京都府と同じように、県職員が自ら各地域に派遣されて、地域の課題を解決するということを行っています。この例の場合は市町村役場に拠点を置いて、その中で取組を行っているという例になります。

13ページ目が併せて高知県の事例ですけれども、高知県の先ほど言った地域支援企画員という県職員の方々が、集落活動センターという、地域内の地域住民が中心となって課題解決を行っていくような組織の立ち上げの支援というものも行っているということです。それ以外にも必要な経費の支援なども行って、県内に61か所、この集落活動センターができていくという状況にあるということです。

スライド14ですけれども、こちらは三重県の事例になります。企業でいろいろな取組をしていく中で、CSRをやっていききたいといったこともありますけれども、なかなか企業と農山漁村の課題のマッチングが難しいということも、これまで委員会の中でも出てきているお話かと思いますが、三重県では県の中で企業と農山漁村のマッチングをしっかりとやっているという事例になります。

スライドの15枚目ですが、こちらは宮崎県の例になります。先ほど災害ボランティアの話も先生のほうから出てきておりましたけれども、宮崎県では、人口減少・高齢化で集落の中でなかなか難しくなってきた草刈りだとか、農作業の人手不足とか、そういった課題に対してボランティアを派遣するという取組を県のほうでやっているという事例になります。こういった事例を幾つか御紹介させていただいて、県としてももう少し国土管理の取組に支援していただけるように、ぜひ後押ししていければなと思っていますところ。

このほかに、先生方のほうから、こういった事例があるよとか、こういった取組を都道府県でやっていくべきなんじゃないかとかということも含めて、ぜひ御意見いただければと思っていますので、よろしく願いいたします。

【中出委員長】 よろしいでしょうか。それでは、今ほど資料2に基づいて説明をいた

きましたが、都道府県の管理構想についての御議論をいただければと思います。また、御発言を希望される方はチャットでお願いします。

大原先生、まず、よろしくお願いします。

【大原委員】 御説明いただきまして、ありがとうございます。2点あるんですけども、1点目は、都道府県のいろいろな取組事例も御紹介いただきましたが、この各事例についてもこの管理構想の冊子に入れるということなのか。冊子は都道府県の管理も重要だよということを書こうとしていらっしゃるって、事例は御紹介いただいただけなのか、冊子とこの事例の関係が分からなかったの、教えていただけたらと思います。

2点目は、事例を入れるんだったら、事例ばかり長くなるから、付録みたいな感じでつけるというのもありなのかなと思っていました。もし事例も網羅的につけたいということであれば、都道府県の水源保全に関しては、水源地域保全条例というのもありまして、水源地域の勝手な土地取引の届出を義務づける条例で、全国で18の都道府県で制定されているそうなんですけど、幾つかほかにも事例があるかもしれません。付録に載せるということであれば、もっと網羅的に探してもいいのかなという気もいたしました。スタンスが分からなかったの、御確認させていただけたらと思います。

【中出委員長】 ありがとうございます。事務局、今の点はどうですか。お答えいただけますか。

【専門調査官（山本）】 できたら付録的につけようかなと思っていたんですけど、今時点で網羅的になっていないというのは確かにそのとおりなので、その点は検討していきたいと思います。ぜひその際に、この事例がいいというものがあれば、先生方から御意見いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【大原委員】 ありがとうございます。よろしくお願いします。

【中出委員長】 そうしますと、今、大原先生から御指摘いただいたように、事例集と、全部載せるとするならば、各先生から、また都道府県内の各自治体を調整するような、いろんな組織や仕組み等について御存じのことがあれば、情報を事務局にお寄せいただいて、それを基に、また今のこの事例をより分厚いものにしていくということにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

では、続きまして、一ノ瀬先生、よろしくお願いします。

【一ノ瀬委員】 一ノ瀬です。先ほどの議題の私の発言と関係するんですけども、今、都道府県のレベルでの構想に関わる内容をお話しいただいたんですが、そもそも都道府県

境を越えるような広域的なものというのはこの中で出てこないのかどうかというのを伺いたくて、一番最初に次の国土形成計画をにらんでというお話があったと思うんですが、要は広域地方計画になる部分のところは、また別途違うところに出てくるのかどうか、確認させていただきます。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。今までの委員会での議論でも、あるいは上位の計画推進部会のほうでも、都道府県間とか、それをどうするんだということは言われていましたので、念頭に置いていないわけではないので、そうすると、都道府県の管理構想では、各都道府県の中のことが主体になると思いますが、より広域のところについては国が音頭を取るのか、あるいは都道府県が幾つかの関係の県が集まって、ある種のプラットフォームの上で活動するのかということについては、またちょっとどこに書くかというのを事務局に考えてもらいたいと思います。要するに、これは都道府県管理構想がどういう役割を持つべきものなのかによってちょっと変わってくると思いますので。実際に確かにおっしゃるように、私の関わる新潟県なんかでも尾瀬のことに関しては、福島とか、群馬とか、あの辺の県と一緒に知事の会議をやっていますし、それ以外にもいろんな県を越えての都道府県間の会議をいろんなところでやられていますよね。まさにそういう、特に環境面に關わるようなことはすごく多いと思いますので、そこらあたりについてどういう扱いにするかということについては、今のところで事務局、どうお考えですか。

【総合計画課長】 総合計画課長の藤田でございます。今の話、国土形成計画のほうにも絡んでまいりますので、私からお答えさせていただきます。体系といたしましては、国土利用計画の場合は都道府県計画の上は全国計画という形でございますけども、国土形成計画のほうですと、広域ブロック計画というものがございまして、広域ブロック計画の中でも検討すべき課題なんだろうなと考えてございます。

また、先ほど委員長からもお話がありましたように、実質的には近隣県の課題、または県境間みたいな話であれば、複数の県同士で調整していただくこともあり得るだろうと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

【中出委員長】 ですから、管理構想として、県をまたぐような広域なものについて、また、どう書き込むかということについて、国土形成計画、国土利用計画とシーケンシャルに書いていく。整合性を保つという意味で、国土管理計画、国土管理構想の中でどう書き込むかということについて、また事務局のほうで御検討ください。よろしく申し上げます。

【一ノ瀬委員】 1点だけ補足させてください。状況というか、方針は分かりました。その際に、例えば、私が今関わっている例で言いますと、阿蘇からの水源みたいなことで言うと、6河川が流れていくので、九州全域に関わる問題ですけども、例えば筑後川水系というふうに考えますと、熊本と、主には福岡県とかになると思いますので、多分大きいブロックで考えなきゃいけないところは一つあるんですけど、都道府県の管理構想のときも隣接する都道府県との調整といいますか、流域だったり、そういった環境保全の場合にはそういう必要が出てくるみたいなのは、どこかに書き込んでいただいたほうがよろしいかと思いません。

以上です。

【専門調査官(山本)】 それについては、都道府県管理構想にも当然書くんですけど、県境をまたいだ部分もしっかりと考えなきゃいけないよということを、まず国としての管理構想に書かせていただいて、その結果、それが県に落ちていくということだと思っています。ただ、私たちも視点として、かなり具体的に落ちていくと把握が難しいところもあるので、どこまで書き込むのかというのは一ノ瀬先生にも相談させていただきたいと思っています。

【中出委員長】 一ノ瀬先生、そのような方向でよろしいでしょうか。

【一ノ瀬委員】 はい、結構です。よろしくお願いします。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

では、続きまして、中村先生、よろしくお願いします。

【中村委員】 ありがとうございます。私もここに何を書き込むかがちょっと分からなくなってしまったので、確認みたいな質問になるんですけど、資料2の2ページ目に記載事項と書いてあって、様々な内容が書かれてあるんですけど、最後のほうに出てくる事例というのは非常にスペシフィックで、私の知っている、例えば滋賀の流域治水というのは、基本、この都道府県管理構想から出たことではないと思うんですね。そもそもが治水の問題を抱えていて、ちょうど当時、嘉田知事だったときにつくられたと記憶していますし、それ以外の事例も、管理構想としてそもそも始めたことじゃなくて、言わば事例が後づけで、この管理構想に各事例の一つですよみたいな、そんな感じに聞こえたんです。ということで、例えば今言ったように2ページ目の網羅的に書くということを想像しておられるのか。いや、違うと。その地域地域によって、都道府県管理構想に書くべき内容はまちまちであっていいという。書いてある内容のどれかには当たるんでしょうから、それについて書けばいいという

話なのか。その辺、網羅的なのか、スペシフィックな記載なのか、教えてください。

【中出委員長】 事務局、お答えいただけますか。

【専門調査官（山本）】 基本的には網羅的なことを想定しているんですけども、あくまで今の事例で挙げたのは各個別の分野で考えると、そういった管理のやり方というのがあり得るよねということで、事例で挙げさせていただいたという感じではあるんですね。なので、事例のほうはどうしてもかなり具体的な感じになってしまっているんですけども、管理構想を示すに当たっては基本、網羅的にという。ちょっと分かりにくくて申し訳ないんですけども。どうしても事例としてというふうになると、最初からスタートとして管理構想というのは、今、私たちが初めて提唱しているものなので、県土の全体の管理について考えるに当たって、こういったことをやっているという事例は、現時点ではないなというのが、事務局として調べた限り思っているところではあります。

【中村委員】 実は相当練られているんです。例えば滋賀の流域治水条例なんかは土地利用規制まで入ってきていて、極めてレベルの高い内容がそこでは議論されていて、それを全国に優良事例として伝えたとしても、知事がよっぼどやる気にならないと、まず無理なんです。北海道でやれと言ってもまず無理だと思います。ということで、こういう事例が出てくると、このレベルをある意味、管理構想の中に書き込むというふうに誤解されると、逆にそのハードルが高くなると思うんですよね。網羅的に書くということならば、もうちょっと違う書き方になるんじゃないかな、事例で示されることとは。そんな感じがしました。

以上です。

【中出委員長】 ありがとうございます。私が思ったのは、要するに、今まで都道府県が土地の管理とか、土地利用について、市町村について調整するような機能をちゃんと意識してやってきたことがほとんどないので、それに類したものを取りあえず集めて、こういう分野というか、トピックスについては、このような都道府県がこういうような試みをしているということを紹介することで、それぞれの都道府県が自分が使えるものはないだろうかと見てもらうという意図でケーススタディというか、事例をいっぱい積み上げておくということかと。ここの都道府県に関する基本構想のところでも示した内容の後半の事例をつくれというのではなくて、こういうところではこんなものがつくられていますよというアイデアみたいなイメージでいいのではないかと思っていたんですが、その辺で事務局と私の考え方も少し違うのかもしれませんが、中村先生が言われるように、一番レベルの高いものをぽっと見せて、これはできぬと、あるいはこれぐらいのものをつくらなきゃいけない

かというふうになるのも、多分、こちらが思っていたものとは違うと思うので、そこらあたりは少し整理させてください。

【中村委員】 はい。

【中出委員長】 ありがとうございます。

その次は、そうすると、浅見先生ですね。浅見先生、よろしくお願いします。

【浅見委員】 ありがとうございます。まず1つ、都道府県の役割として少し広域調整があるということをおっしゃいました。実は広域調整というのは、今、中村先生も言われたんですが、都市計画の分野においては、ある時期、地方分権というのが非常に推奨されて、調整できる機能がかなり失われてきたというのがあると思います。ですので、そういう文脈の中での調整になっているということは、我々として理解しておいてもいいかなと思いました。

それで、結構難しいかもしれないのが、例えば都道府県と政令指定市の関係については、普通の市町村とちょっと違う関係になっているので、そのために都道府県がどこまで踏み込んでいろいろなことができるかとか、それから例えば三遠南信みたいな、ある地域で県を越えて、結構固い結びつきがあるような地域もございますので、そういったところをどういうふうに都道府県発動でやるのか、あるいは場合によってはそういう別なものでやるのかというのも考えてもいいかなと思いました。

それから、先ほど一ノ瀬先生からもあったんですけども、やはり流域圏は結構重要な概念で、流域圏に応じて考えるべきことというのは結構あると思います。阿蘇山が全てにつながるといのは、あまり認識してなくて、そこまでは考えてなかったんですが、そうでないとしても流域圏は結構いろいろと重要なところだと思いますので、これはやはり何か意識する必要があるかなと思いました。

それから、最後の促進事例なんですけど、これはどちらかというとな人の活動に関する事例という感じではないんですが、産業的な形でどういうふうによく連携し合って、例えば空閑地の利用を克服していくかとか、何かそういう事例がもしあったらいいなと思いました。具体的にそういう案があるわけではないので申し訳ないんですけども。

以上です。

【中出委員長】 ありがとうございます。3点御指摘いただいて、調整について、県と市町村の関係、特に政令市との関係みたいなところについては、今までのように調整協議と言いながら、県の合意が前提であると。合意しないと動かないというような、そういう意味

での調整ではないと思いますので、どちらかという市町村間だけでは決められないものを、都道府県が全体のプラットフォームを用意して、行司役をしてあげるといったことはどうやったらできるかというような、そういうイメージで書き込むということではないかと思えます。

それから、2点目の、おっしゃるように、県単位でなくても、三遠南信という事例を挙げてくださいましたけど、松江と米子の圏域みたいな、そういう密接なところはほかにもあると思えますし、そういうところについては、まさに県境を越えた自治体間の連携というところがイメージできるようにしておいたほうがいいかと確かに思いました。

3番目の流域圏のことについては、先ほどまで議論になっていた資料1-2の国土管理のほうで流域のことはかなり書いてあって、つまり、認識としては、流域治水とか、そういう言葉はかなり挙げていますので、ここの都道府県の地域管理構想の中で、何を書いてもらうかといいますか、都道府県として、どう調整してもらおうかというところをどこまでそれにプラスアルファで書くかというのは、また考えさせてもらえればと思いました。当然、国土形成計画の中でも流域管理というのはものすごく大きな比重になってきていますので、当然それを受けてきていると思えますので。どうもありがとうございました。

では、続きまして、土屋先生、お願いします。

【土屋委員】 土屋です。先ほどの中村委員の御発言に触発されて発言しようと思ったんですが、最後に出された事例は、みんな非常に頑張っている事例ですが、首長級の頑張りがなくてできなかった、そのリーダーシップがないとできなかった事例だと思います。こういう事例、いい事例では、専門の部局がしっかり頑張っているような感じがして、ところが、今回の管理構想というのは、いわゆる国土利用計画とか、そういうのを扱っている部局がやるとすると、そこでの作り方というのが、実際に都道府県の管理構想を使うときの現場の発想とつながっているのかなということがあり、ちょっと怪しいかなという気がします。つまり、国土利用計画や管理構想をこれから作るとすると、ちょっと寄せ集め部局的なところで作るのはどうなのかなということがあります。

実は、そこで、じゃあ、どうするのかと考えたときに、事前の打合せのときなんかにもお話ししたんですけども、やはり都道府県の出先機関がすごく大事なんじゃないかと思えます。つまり、例えば市長のリーダーシップがあまりなかったり、特定の部局の頑張りがなくても、それぞれのいわゆる出先機関のところでは、管轄内の市町村がどういうことを考えているのかというのはそれなりにすぐ理解できると思えますし、出先機関というのは

やっぱり縦割りは非常にあるので、一般的にいうと、この管理構想的なことを考える余裕はない、もしくはそういうことを考えるきっかけがないと思います。それを例えば都道府県の管理構想なり、国の管理構想で横串を刺せるような、また、組織だけつくっても意味がないのかもしれないですけども、例えば地域振興局のようなところ、出先機関の中でそういうことを考えられるような場をつくって、そこで内容のある管理構想を考えてもらうという仕組みをつくらないと、あまりいい取組事例が出てこないんじゃないかなという気がいたしました。

以上です。

【中出委員長】 ありがとうございます。都道府県単位の管理構想については、ご発言いただいたようなところも含めて、地域振興局みたいなもの単位で考えられるところ、長野だと明確に10に分かれていますし、新潟だと12あたりするんですが、そういうところの単位で、実際の市町村の面倒はそっちで見てもらうとして、都道府県全体の考え方というのはやっぱり県で考えてもらうという、そこらあたりの段階的な仕分が必要なのかもしれないと思いますが、土屋先生、その辺りいかがですか。

【土屋委員】 今おっしゃったような段階的な取組というのをしっかり書いていただいたほうがいいと思います。リーダーシップはやっぱり全体の県庁、本庁のほうでやるべきかもしれません。

【中出委員長】 では、その辺りを事務局にちょっと追補していただくということにさせていただきます。

では続いて、山野目先生、よろしくお願ひします。

【山野目委員】 小さなことを1つです。都道府県管理構想というお話で、都道府県という漢字4文字で話をしているところでもありますけれども、その4つのうちの道に関しては、その実質といいますか実態は、数え方はいろいろありますが、4つ、ないし5つ、ないし6つの都道府県があると考えたほうがより分かりやすいくらいの状況になっているものがありますから、本日、一般論として提示していただいているところはそのとおりであるとして、国土形成計画を策定していく作業に入るに当たっては、先ほどから御議論のある広域地方計画で扱っている内容がもしかすると北海道の管理構想になるかもしれないですし、都道府県の役割としているものについては、総合振興局や振興局が中心的な担い手になって事務をするということがありえます。さらに北海道の実情に鑑みれば、各市町村の管理構想をつくるに当たって、かなり総合振興局や振興局がバックアップしてあげるということも有

益であろうと考えます。

計画策定に当たって、北海道総合開発計画や、あるいは場合によっては似たような問題が沖縄振興計画についてもあるかもしれません。お話を伺っていて感じました。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。確かに都道府県といったときに、県は一番大きな県と小さな県で、それにしても数倍は違うかもしれません。北海道は8万平方キロメートルで1個の道で、本州は22万平方キロメートルもあって、その中に30ぐらいの都道府県が入っているのから考えると、今おっしゃったようなところ、北海道は、まさに道1本というのではないというあたりについては、この管理構想のマニュアルで書くかどうかは別として、注記として、先ほど土屋先生のご発言に出てきたような段階的な管理構想の都道府県でのマネジメントのことも含めて、事務局に考えてもらえればと思います。どうもありがとうございました。

では、続きまして、瀬田先生、よろしく申し上げます。

【瀬田委員】 1点だけですが、2ページ、スライドで言うと1と書いてあるところに記載事項とあるのでちょっと細かいところをお伺いするんですが、この記載事項の中に、市町村の管理構想ができていくかどうかとか、あるいは各市町村で地域管理構想がどれぐらいの面積割合で策定されているのかという、その辺を、最初はないと思いますけれども、書いたりすることが必要なのかなと思ったりしているんですけども、いかがでしょうか。このことは都道府県から市町村にどれぐらい管理構想の策定を支援し、あるいは場合によっては要請するかということにも関係するかなと思っておりますので、お伺いしたいと思います。

以上です。

【中出委員長】 ありがとうございました。策定についてのマニュアルというだけではなく、言ってみれば、モニタリングみたいなことも含めて、どこまで視野に入れるかということについて、事務局、お考えがありましたらお答えいただけますでしょうか。

【専門調査官（山本）】 ありがとうございます。確かに市町村管理構想、地域管理構想ができていくに当たっては、そういう書きぶりをしていく必要性はあるのかなと思っておりますけれども、次回、モニタリングの議論をするので、そのときにもう少し議論させていただければと思っております。

【瀬田委員】 ありがとうございます。

【中出委員長】 それでは、続いて、飯島先生、よろしく申し上げます。

【飯島委員】 飯島でございます。先ほどからの都道府県管理構想の意味、機能につきまして、まだよく分からないところがございます。国と地方の役割分担に対し、都道府県と市町村との関係は多様でありますので、どこまで標準化ないしルール化するのは、今後も考えていきたいと思っております。

事例の捉え方についてもこれまで御議論ございましたが、特に8ページ以下の事例は、トップダウンというよりは、むしろ下からの動きをどう補完していくのかという捉え方もできるような取組かとも思います。事例を都道府県管理構想の中でアイデアとしてどのように紹介していくのかについても少し検討する余地はあるかと思いました。

以上でございます。

【中出委員長】 ありがとうございます。まさに調整ということで言うと、ボトムアップ型で幾つかの市町村が集まったときに、都道府県から号令をかけるんじゃなくて、それを幾つか関係する市町村が集まって議論できる場を都道府県が調整して、行司役をやるというあたりのそういう事例があればいいなということだと思いますので、そこらあたりも含めて、少し今後、収集に励んでもらえればと思った次第です。それでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

今までのところ、あと、広田先生、何か御発言ありますでしょうか。

【広田委員】 大体皆さんの指摘されたことで、私が言おうとしていたことを言っていたので、1つだけ別な視点の発言ですが、先ほどのやり取りの中でもありましたが、都道府県管理構想を都道府県が積極的につくろうというモチベーションをどう与えたらいいのかというのをずっと考えていましたが、市町村にマンパワーが足りない話は出ていましたが、都道府県もそんなにあるわけではないですし、これをするとしたら、やはり企画の部門がつくっていくと思いますが、都道府県は総合計画や国土計画、地方創生の総合戦略もあり、また、さらに国土管理構想をつくるのかという話になると思うんですが、ちょっと現実的な話をすると、都道府県の担当部局の中で、恐らく一番現実の利害に関わるのは、中山間を抱えて、具体的に中山間の活性化などをやっている農林関係だと思います。御承知のとおり、中山間直払や、多面的支払などで、今、集落戦略なるものを今年度からつくってもらおうという動きがあり、その延長に、集落戦略等々は個々の集落の話になります。あるいは複数の集落が集まった程度のエリアで、もう少し広域的に戦略を立てていく必要は農林部局は持っていると思うので、市町村のこの国土管理構想なんかも、実は農水省の土地利用のほうの委員会にも入っているんで、国土管理構想と農水省の長期的な土地利用の検討との仕

分けをどうしたらいいのかというの少し問われていたので、そのときに思ったんですけども、やはり市町村なり、都道府県の、特に中山間地域の戦略を立てるのであれば、一番ぴったりくるのは農林サイドが一番問題意識を持っているので、何かそういうところが、一般的にはこういうのは企画担当等がつくると思うんですけども、岩手県は、むしろ各振興局の農林部門に任せると一番熱が入って作りそうだなという感じでして、誰がこの構想をどうやって作るかというところで、主体のところをもう少しいろんなバリエーションを考えてもいいのかなという気がしました。

以上です。

【中出委員長】 ありがとうございます。確かに、私も新潟県の国土利用計画審議会に関わったんですが、やっぱり土木部にありながら、大半の人が事務屋さんで、そういう意味で言うと、土地とか、そういうことについて法制度上のことは知っていても具体的なイメージが湧いてない方が多く、そういう意味で言うと企画というか、総合計画など、国土利用は大体企画サイドがつくるとすると、今おっしゃったようなところがあると思うので、実際何か動かすときには国土利用計画審議会を所掌しているような部局にお願いすることになると思います。その段階で、今言っていたような農政サイド、特に農地サイドの部局とか、あるいは少なくとも都市サイドの部局も含めて、具体的に土地政策や土地に関する課題、あるいは喫緊の課題として抱えているような部局の人が主体といいますか、かなり重要なポジションに入ってやってもらわないと動かないというところだと思います。そのため、それをどう書き込むか、少し難しいところですが、問題意識としては皆さんで共有して、ぜひこの管理構想に書けるものなら書きたいと思います。ありがとうございます。

【広田委員】 ドイツなどの計画を策定するための組合じゃないんですけども、何かそういう考え方で、関係する人たちが集まったプランニングセクターのような考え方でできないのかなという気も少ししています。

【中出委員長】 なかなか日本はそういうところが、タスクフォースという非常に短期的なもので、それにしても自分のルーツがあって、そこから出てきて、寄り合い所帯という感じになってしまうので、おっしゃることはよく分かります。要するに、計画をつくるための計画ではないんだというところで、今後のことを考えられる人たちがちゃんと集まって、現実をどう対応するのかというところ、特に管理構想というのを考えると、まずは短期的な5年後ぐらいをめどに、それから中期的、長期的なことも10年、20年までちゃんと見据えて考えられるようなものにしておかなきゃいけないと思うので、まさにおっしゃるよう

なところを少し国からのメッセージとしても書けるように事務局をお願いしたいと思いません。どうもありがとうございました。

【広田委員】 とがった意見というわけですから、少しそういう取組があってもいいかなと思いました。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、一通り委員の皆様から意見をいただきましたが、ほかに御意見がありましたらお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今のところについてはそれぞれ個別に事務局には答えていただいたと思いますが、事務局、特にそれ以外に補足回答することがあります。よろしいですか。

それでは、最後になりますが、議事（3）管理構想に関わる国・都道府県・市町村の役割分担と連携・調整、それから地域管理構想の策定に関わることが想定される主体と求められる役割に移りたいと思います。全体時間の配分が悪くて大分押していますので、説明を簡潔にさせていただくと、皆さんの意見も、もしかしたら全員でなくても構わないかもしれないと思っていますので、皆さんよろしくをお願いします。

それでは、説明をよろしくをお願いします。

【専門調査官（谷垣）】 資料3について少し簡単に説明させていただきます。スライドの1ページ目ですけれども、上の四角の中で基本的な役割分担の考え方を書かせていただいております。都道府県は市町村や地域に対しての支援を行うという役割の大きさ、それから市町村については、前回委員会でも整理していますけれども、地域での機運醸成であるとか、場づくり、合意形成の支援を行うということ。それから、市町村についていろいろな先生方からも御指摘いただいておりますけれども、負担が大きくなるということがございますので、先ほど県の支援策なども紹介させていただきましたが、都道府県や国の支援策の活用が重要であるということを書かせていただいております。

特にデータの整備・提供についてですが、都道府県は先ほどもあったように、広域的な視点から、各種情報が市町村でも参照できるようにするというのと、市町村については、市町村内の各地域で人口であるとか、集落の状況がどうなのかというのを見える化していくということが重要なことかなと思います。

国としてですが、これについては、都道府県や市町村の記載内容の中で、いろいろ人口に関する情報などを基礎的情報として収集するというふうにさせていただいておりますので、そういった国勢調査であるとか、農林業センサスであるといったようなデータを示すとい

うこと、情報をちゃんと使えるものとして出しておくことは必要なんですが、さらに今回、管理構想の中で何が示せるかという点で少し書いております。これについては、都道府県とか市町村が分析をするに当たって、そういった国勢調査などからどのように数字を考えて、地域の状況を評価して、課題がある場所とかをどう判断していくのかといったことに資する指標などの考え方を示していくことが必要なかなと思っております。

指標として示すもののイメージとして、2ページ目、3ページ目に少し例も書かせていただいておりますが、農林水産省の農林政策研究所の分析においても、集落人数が9人以下になると、共同管理を行うような活動が著しく低下するということがございますので、一つはそういった9人以下になった集落の状況といったことが指標としては示せるのかなと思っております。

あとはなかなかそういった判断基準としての条件は難しいんですけども、例えば高齢化率、若年人口率のようなものについて、郊外住宅地などの地域類型や、全国とか、各都道府県とかというブロックごとの平均値や傾向を示すことで、相対的に市町村や地域が自分たちの地域の状態を把握するというに資するものとして示せるのではないかなと考えております。示せる指標の考え方について、先生方からも御意見をいただければと思っております。

少し飛んで4ページ目になりますけれども、今年度、愛知県の東栄町において市町村管理構想の検討のケーススタディを開始させていただいております。東栄町について、人口等ここに書いてあるとおりなんですけど、役場の行政職員も100名前後という小規模な自治体でございまして、基本的にはほとんどの土地が森林、人工林として利用されているような地域になります。今年度は市町村管理構想の策定プロセス、5ページ目、6ページ目に前回の委員会の資料をつけさせていただいておりますけれども、ステップaの基礎的な情報を集めるということと、それをもとに地域住民の方、全員網羅的なものではないんですけども、中心人物に対する現状とか、課題をヒアリングするアンケート、それから役場内の各部局において意見交換をするといったことを踏まえまして、市町村内の課題や管理すべきエリアについてステップbの整理をするということをしていきたいと思っております。

収集中のデータについてはピンクの囲みの中に書いているような状況でございまして、データであるとか、今回、ケーススタディに当たってぜひ確認しておくべき点やお気づきの点がございましたら、御指摘いただければ、今回そういったものを踏まえて進めていきたいと思っております。

資料3については以上になります。

【専門調査官（山本）】続けてですけれども、資料4をお願いします。かなり簡潔に説明したいと思いますけれども、スライド1枚目からです。こちら、地域管理構想を検討するに当たって、地域の中の住民を中心とした方たちのうちどういった方が参画すれば、地域の取組がうまくいくのかということを整理させていただいております。どうしても農業集落で地域の話合いの取組をやっていこうというふうになると、農業者の方だとか、世帯主のお父さん方とか、そういった方たちばかりになってしまうこともあるので、ほかにもこのような主体が関わればいいのではないかと整理させていただいております。個別にいろいろ事例を入れさせていただいておりますけれども、長野市でワークショップをやっておりますので、そこで得られた知見も入れさせていただいております。

それから、今、東栄町で市町村管理構想の話をする中でもいろいろ出てきた事例というのは、今回御紹介させていただいております。2018年の取りまとめで紹介させていただいた事例も、そのときはかなり主体の整理をしておりましたので、そういった内容も入れながら整理をしております。

細かい内容は見てきていただいていると思いますので、省略いたします。

スライド6からは外部人材ということで、地域外の住民の方々でどういった方たちが何らかの地域管理構想の取組に関わるといいのか、そして、それぞれどういう役割があるのかということを整理しております。地域の話合いの準備段階と、地域の話合い段階、それから、管理の取組の実行段階の3段階に分けて整理をさせていただいております。そのため、今回整理したものについて、ほかにもこんな主体が関わるべきではないか、こんな役割があるのではないかと、事例もこういうのがあるよということも含めて、御意見いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【中出委員長】 (3)の管理構想に関する役割のところについて、資料3の1ページ目の下のところで、国として提示する指標は以下のイメージであるということで、今回、集落の限界のようなものは集められるといったことや、それ以外に郊外住宅地はこういうのでいけるんじゃないかというアイデアを出しております。それから、スライドの4枚目、東栄町はかなり人口も少なく、スタッフも限られている中で頑張っておられる自治体で、こういうことはやれていると。あるいはやろうと思っているということについて、それ以外にどんなことができるかというところの御意見、アドバイスをいただければと思います。それから、

資料4については、主体について、他にもこんなものがあるんじゃないかというところのアドバイスをいただければということなんですが、これについてどなたかからでも結構ですので、意見をいただきたいと思います。また、チャットで言っていただければと思います。

それでは、まず、広田先生よろしくお願ひします。

【広田委員】 それでは、前半の部分なんですけれども、情報のところ、これはスライドの6ページ目に、こういう情報を提供したらいいんじゃないかというのがいろいろ並んでいるんですが、これに加えて、土地の空間情報というか、地図や空中写真で過去の土地利用が分かる、土地利用の履歴が分かるような空間情報も入れるといいんじゃないかと思ひます。とありますのも、中条でも30年前はどういう土地利用であったかということがこれからの土地利用を考える際に、やはり参加者にとっては非常に刺激を与える情報だったと思ひますので。2万5,000分の1の地図もありますし、今は国土情報で空中写真も過去に遡って閲覧もできますから、そういう空間情報、地図、空中写真の情報もここの中に入れたほうがいいんじゃないかというのが1つです。

それから、後半部分の主体の件なんですけど、少し話題が違ひますが、関わったほうが良い主体としては、大体漏れなく入っているかなと思ひますけども、一番重要なのは、こういう主体に働きかけて、その話合ひの場をつくるのが誰かということだと思ひます。中条の場合は、ある意味国交省がコーディネーターをやったわけなんですけど、普通の一般地域ではそれをやるのが誰かということで、1つは市町村だと思ひますが、前々から出ているように、市町村にはそれだけのマンパワーとか、そういう問題意識や、技術を持っている人がいるとは限らないので、これも前から出ているように、やはり中間支援的な主体をそこに挟んで、あとはさっきも出ていたように、県の地方振興局のようなところが関わって、要するに、こういう主体を集めて話合ひの場をつくるという、その役割を誰がやるのかというところがすごく重要になると思ひました。

以上です。

【中出委員長】 ありがとうございます。1つ目の空間情報については、地図に関してはなかなか都市計画をやっているところではないと揃っていないかもしれないんですけど、そういうものを都道府県が用意しておいてあげると大分違ひと思ひます。都道府県や市町村が住民に対して見せるということをするの大分違ひと思ひるので、そこらあたりも、ぜひ、まず書き込んでもらうということと、それから、まさに東栄町でそういうことをトライしてもらうようにしたいと思ひます。

2つ目の主体については、コーディネーターとか取りまとめ役のことをどうするかという
ことについて、もうちょっと資料を読んできっちり書き込んでおくということによろし
いでしょうか。

【広田委員】 はい。

【中出委員長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、中村先生、よろしくお願いします。

【中村委員】 時間がないので簡潔に。最初の資料3について、主にデータ整備と提供と
いう感じで書いていて、全体的に今までもそうだったんですけど、そういったデータなどが
提供できれば、市町村とか、地域管理構想ができるみたいな感じになっているんですけど、
やっぱり私はそうじゃないと思っており、どちらかといえば書き方も一方通行的で、このデ
ータを整備・提供した結果、本当にこの役割でよかったんだろうかというフィードバックが
何も書かれてないんですよね。この会議でも、これだけの施策を打ったときの施策の評価み
たいなやつをちょっと考えたほうがいいんじゃないか。その一つは、この地域管理構想、も
しくは市町村レベル、都道府県レベルの管理構想設定の施策を打ち出した場合に、一体、ど
の程度都道府県、市町村地域がその計画をつくったかという実績ですね。その実績が上がら
ないということは、役割分担が間違っていると思います。ですから、その辺の実績をきちん
とあからさまにして、そこがもしできていないのであれば、できていない理由を考えていく
ことが役割分担をもっときちんとしたものにする、ボトムアップ的にできるような体制を
つくっていくということになると思います。

資料4については、僕も広田委員と同じで、いろんな人材がいればできるかと言ったらそ
うではないので、中間支援的な組織をつくれるシステムを国なりが何らかの形でつくって
いかないと、これも一方通行になるなという感じがしました。

以上です。

【中出委員長】 ありがとうございます。ただただ情報を提供すればいいというだけのも
のでもないですし、主体を集めればいいのかという問題ではないというところですので、そこら
あたりは、その後、どうしてつukれないかというモニタリングの話も含めて、それはまた次
回議論させてもらいたいと思います。今おっしゃったようなところについては、今回の資
料3、4に関わるのところについては、今御指摘いただいたようなところをもう少し精査して
もらえればと思います。ありがとうございました。

では、続きまして、山野目先生、お願いいたします。

【山野目委員】 資料4についてでございますが、少し性質の異なる事項を申し上げます。資料4において、地域で関わってもらわなければならない主体として挙げているところは、資料作成において委員長と事務局において御努力いただき、内容の面で意見はありません。その表現の仕方でありまして、小中学生の意見を聴こう、女性の意見を聴こう、労働世代の意見を聴こうというアイデアが画面で1枚になっているところがございましたけれども、少し悩むところがありまして、小中学生についてというふうに特出しし、女性をというふうに特出しして書くという方法と、広くいろんな世代の人の意見を聴きましょうというラベルにするなどの方法とがあると考えます。文章の中味は異論がありませんし、女性のところもそうですが、見出しに女性をと書くよりは、両性が共同して、と書く方法もあり得て、小中学生や女性に特別の色づけをすることという表現の仕方が果たして効果としてどうかということが少し心配です。

加えて、もう一つ申し上げますと、左のところにしている小中学生の意見も聴こうという話と右側に出ている女性の意見を聴こうというお話は、同じ比重、ないし性質のものでしょうか。女性の意見を聴くのはむしろ当たり前のことであって、さらに申せば主体として参画してもらっても当然です。そのことについて非常に根強い、我が国の各地にある因習と闘ってきた歴史という過去の難しい、しかし、きちっと乗り越えていかなければいけない問題があります。小中学生の意見も聴こうではないかというお話はもちろんいいですが、どちらかという未来志向の明るさに満ちている話であって、この2つを似たような話ですよという意味で、画面の両脇に並べられることも、どういうふうな社会に向けての訴求を伴うかということについて案じられるところがあります。

ただし、こうしたらいいという代案を持ち合わせているものではありませんから、事務局に対し、私として気になった事項はお伝えしておいたほうがよいと感じましたから申し上げます。委員長とよく相談なさって、御処置をいただければありがたいと考えます。

【中出委員長】 ありがとうございます。確かにこのスライドの2のように、今まで扱われてなかった人だけ特出しするのかどうかというところについては、少し考えなきゃいけないんですが、一応スライド1、2のところに「検討・実行に当たっては、年齢、性別、所属等関係なく様々な地域住民の参画がなされることが重要である」と、ここには総論として書いてあります。ただ、山野目先生言われるように、そのときに今まで参加してなかった人たちとして、ここだけ特記して書くのが本当に必要なかということと、まさに男女共同参画社会とあえてまだ言わなきゃならない世の中である中で女性というのをどう扱うか

というのは事務局にも判断してもらわなきゃならないですね。御指摘、ありがとうございます。

それでは、続きまして、浅見先生、お願いします。

【浅見委員】 ありがとうございます。今の山野目先生の意見は私も賛同いたします。

それ以外でデータの件なんですけれども、やはり管理ということを考えると、誰が使っているのかとか、誰が持っているのかという情報も重要なんですけど、場合によっては非常に難しい部分もあるので、都道府県の方が市町村以上に持ち得る部分がどこまであるかというのは、ちょっと私分らないので精査が必要だと思います。

それから、市町村は、恐らく市町村の中のことは非常によく御存じだと思うんですけども、例えば県やオールジャパンと比較してどういう位置付けにあるかということを知るのは、もしかしたら都道府県のほうが知っているという部分もあるかもしれません。そういった意味で言いますと、例えばその市場を介したような情報だとか、市場のボリューム情報だとか、そういうのもあってもいいのかなと思いました。

それから、人口は社人研等でよく予測されているんですが、それ以外の予測というのが、なかなか市町村だけだと、ちょっとやりづらい部分があるかと思っております。むしろ都道府県ぐらいが自分の県なら県の中の土地利用予測とか、そういうのを一括でやってしまって、それを提供するなんていうのがあるかなと思いました。

それから、データなんですけど、最近、オープンストリートマップという形で、自由に使えるようなデータがボランティアベースで結構整備されてきています。そういったものを使うほうがいいのかと思ひまして、市町村の方々は皆さん御存じだろうと思うんですが、念のためということで少し言及させていただきました。

以上です。

【中出委員長】 ありがとうございます。浅見先生がやっぱり情報のところが一番精通されているので、少しこの部分、特に3番目の情報のところについてはもう一度事務局のほうから、オープンデータ等のことも含めて、また御相談させていただくということでよろしいですか。

【浅見委員】 はい、承知しました。

【中出委員長】 確かに、ただ予測はどうするのかというのはなかなか都道府県でも難しいかもしれないですけど、少なくとも市町村では無理ですよ。ありがとうございました。

それでは、続いて、大原先生、お願いします。

【大原委員】 データなんですけれども、地域レベルとか集落レベルで議論しようと思うと、空間スケールが大き過ぎて、特に集落で議論するにはあまり使えない統計データなどもありますので、データを整理されたりする際に、空間スケールがどの程度なのかというのをも併せて示していったほうがいいと思います。

以上です。

【中出委員長】 ありがとうございます。確かに人口や世帯でも、国勢調査だと小地域、いわゆる町丁目ベースでの集計で、あるいはその後はもっとすごい細かい基本調査区単位になってしまって、扱いつらかったりするのに対して、少なくとも農業だけに限れば農林業センサスにおいて集落単位で集められるけども、なかなかそれだけではかゆいところに手が届かない場合もあったりということもありますが、まさにおっしゃったように、統計にしる、空間情報にしる、スケールを市町村がどう収集してどう扱うのかというのの情報提供、それから、それを都道府県がどう提供できるかというところも含めて、もう少しスケールのことも気にしていけたらと思います。どうもありがとうございました。

では、土屋先生、お願いします。

【土屋委員】 広田さんと同じ意見です。書くとする、いろいろな主体があるよというだけでなく、そういう主体をうまく巻き込んだやり方みたいなのもちゃんと御提示いただけると、より参考になるんじゃないかと思うんですね。そこが肝だと思います。

【中出委員長】 ありがとうございます。そこに関しては、今までの中条の経験、あるいは2年前、3年前にいろんなところから先進事例として来ていただいたようなところの事例も含めて、これもこんなやり方があるというのを示すというようなところなんじゃないかな。

【土屋委員】 そう思います。

【中出委員長】 特に今回も示してもらっていますけど、新発田の上三光集落で地域支援員を上手に使っている例とかも、まさに中間支援とかいうところもあるので、その辺りも含めて、もう少し吟味して、市町村の人に分かってもらえるような書き方にしていければと思います。どうもありがとうございました。

ほかの委員の方、よろしいでしょうか。

すみません。4時までの予定が少し時間をオーバーしています。今までは発言いただかなかった方に個別にまた指名させていただいたんですが、今回この4番目について特に御意見なければ、これで最後のまとめに入らせていただきますが、よろしいでしょうか。

【中出委員長】 諸先生からも発言ないというチャットをいただき、一ノ瀬先生からも結構といただきましたので、では、全体、いろんな議論、非常に多岐にわたる議論を長時間にわたってしていただき、ありがとうございました。今の3、4について事務局から、特によろしいでしょうか。

【専門調査官（山本）】 今までの議事の中で、少し時間がなかったなので、発言し切れなかったとか、こういうのもあるというようなのがあれば、ぜひ個別にメールなりでいただければ大変助かります。よろしくお願いします。

【中出委員長】 最後に、今日の全体の発言の中で、ここだけというのはもう一度念を押そうかと思っていたんですけど、何かありましたら、各委員の方から、まず今日この会議でもう一言というのと、それから、今、事務局からもありましたように、事務局側から個別に相談させていただく場合も大いにあると思いますが、それ以外にこの部分はもう少しこれを話したかったということがあれば、事務局にまたメールなりで御連絡いただければと思います。

それでは、予定の時間も過ぎていきますので、これをもちまして、本日の国土審議会計画推進部会国土管理専門委員会の第19回の会議を終了したいと思います。長時間にわたり御熱心な議論をいただきまして、本当にありがとうございました。

最後に進行を事務局にお返しします。よろしくお願いします。

【専門調査官（谷垣）】 中出先生、皆様、ありがとうございました。

それでは、事務局から3点お知らせをさせていただきます。

まず、本日の会議の議事録については、皆様に確認の上ホームページにて公表させていただきます。

2点目ですが、本日の資料については既に国土交通省のホームページに公表されておりますので、後日資料を参照される場合はこちらを御覧ください。

それから、次回の日程ですけれども、既に先生方にはお伺いしているところですが、4月頃になろうかと思っておりますので、また日程のお知らせをさせていただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

事務局からは以上になります。本日は誠にありがとうございました。

— 了 —